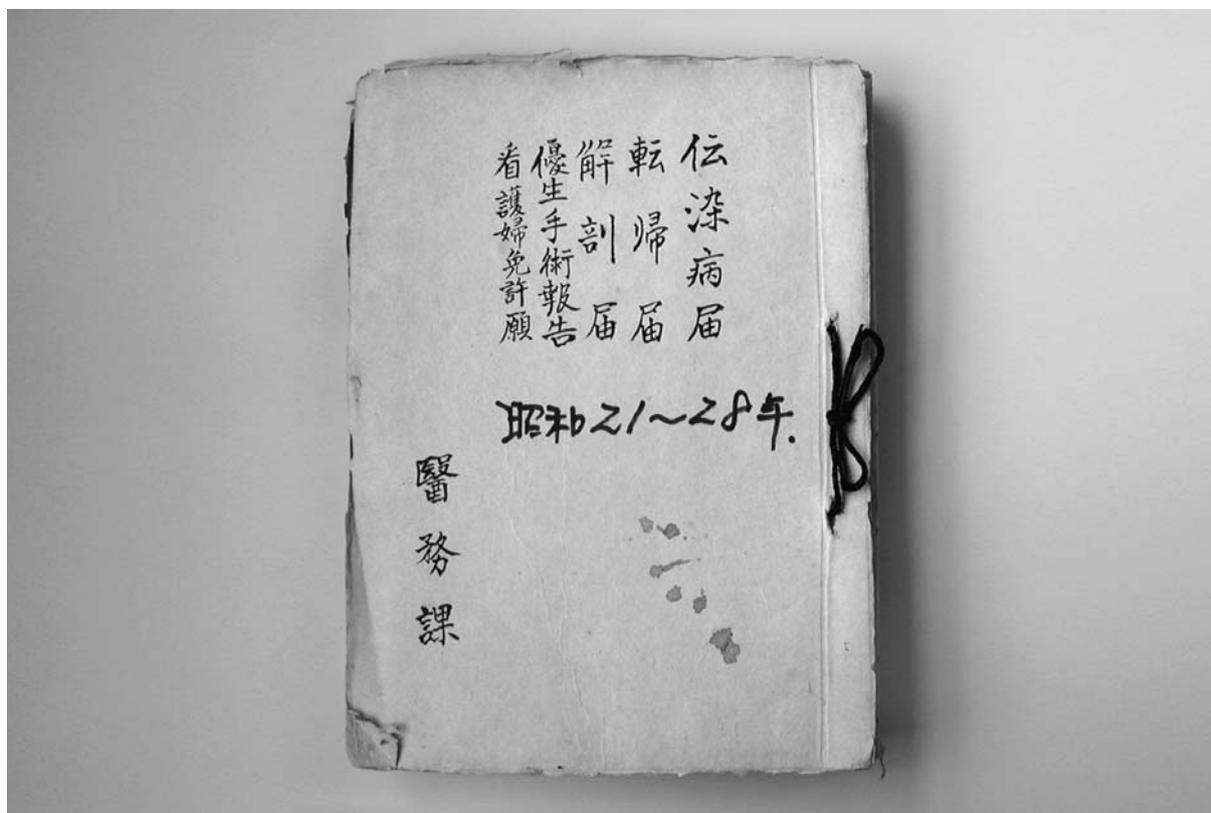


# 第一章 続く隔離政策



優生手術報告のある文書綴り

(光明園蔵)

戦後の無らい県運動 一九四五年（昭和二〇）の暮れ、光明園を演芸慰問に訪れた吉本興業の花月亭九里丸一行は「醜い戦は終わった、然しわらわし隊の仕事はこれからだ」と、新たな時代へのあふれる希望を来園者芳名録に書き記している。しかし、そうした敗戦によるファシズムからの解放も、ハンセン病患者にとっては必ずしも人間としての真の解放とはなりえなかった。

一九三八年（昭和一三）に内務省から分離してハンセン病隔離政策を統括した厚生省は、戦後改革によって内務省が廃止された後も、そのまま存続し、隔離政策の基調を改めることはなかった。一九四七年十一月、厚生省予防局長は各都道府県知事宛に「無癩方策実施」を通達し、それを受けて再び戦前に行われたのと同様な「無らい県運動」すなわち各都道府県ごとに患者の発見に努め、残らず療養所に送致しようとする運動が展開されたのである（藤野豊『ハンセン病と戦後民主主義』二〇〇六年）。岡山県でも、一九五〇年六月、戦前に一度は達成した「無らい県」が戦争の混乱によって「崩壊」してしまったので「再び無らい運動を展開して名実ともに無らい県の実現を図りたい」として、「らい予防デー実施要項」を作成し、具体的には、各種広報活動・容疑者検診・

通報奨励・入所勧奨・救らい思想の普及・寄付募集などを実施することとしている（資料三）。その要項は「らいは最も悲惨な疾病であり」という書き出しではじまっているが、たとえそれが世間一般の通念でもあったにせよ、そうした一方的な決めつけを無条件の前提として進められる「予防政策」とは、やはり「隔離政策」の別名でしかなかったと言わざるをえない。

入所勧奨に応じない患者に対しては強制収容という措置がとられたことは、その件数が明記された報告からも明らかであり（資料二四）、しかも、光田健輔のいわゆる「三園長証言」のなかの「手錠でもはめて」という言葉どおり、抵抗する患者に対して本当に「手錠をはめ、拉致同様」に収容したという記録も存在する（資料二七）。一九五三年に成立した「らい予防法」において強制収容に関する規定が詳しく明文化されたされたことは、まさにそうした現状を追認したものであったと言える。また、戦後に導入された特効薬のプロミンの投与を受けられる施設が基本的には療養所に限られたということも、患者に入所を強制する一つの材料として利用された。なお、のちに一九九九年（平成一一）、隔離政策に対する違憲国賠訴訟にあたり厚生省から各都道府県に「らい予防法に

基づく強制入所の事例調査」が依頼されているが、岡山県のそれに対する回答の仕方はあまり誠実なものとは言えない（資料一三）。

ところで、光明園の韓国人ハンセン氏病療養者の生活を守る会編『孤島―韓国人ハンセン氏病療養者生活記録』第二集（一九六二年、二〇〇七年復刻）のなかに、入所者約九百人のうち在日韓国朝鮮人が一二〇人ほどいるという一節があるように、入所者のなかで在日韓国朝鮮人は高い比率を占めていた。そこには、一九四六年二月、GHQの指令によってハンセン病患者は日本から朝鮮半島へ引揚げるのが禁止され、出国の際に発見されて療養所に送られる者が多くあったという事情も影響していると考えられる（資料一五・一六）。資料一四は、『前編』の補遺として、ここに収録した。愛生園医官の田尻敢が戦前期における岡山県の無らい県運動について総括的に述べた文章である。なお、年々の収容人数の推移については、巻末の表に示したとおり、高度経済成長期以降急速に減少するが、そのことは社会全体の生活水準の低さがこそがハンセン病の感染拡大の何よりの温床であったことを如実に物語っている。

**帰省や外出** 入所者が冠婚葬祭や家事の都合で短期間故郷

に帰る一時帰省は、園による審査のきびしさ、家族側のためらい、日数の長期化など、何かと複雑な問題をはらむものであった。この点については、『前編』第二章の解説でも述べたとおりで、そうした状況は戦後も引きつづいていく。また、帰省が許可されない場合などには逃走することも珍しいことではなく、それが可能であった背景には「逃走者を援助して目的を達せしめる事が人道的」と考える「園内一般の気風」もあつたようである。だが、そうした気風を園当局が認めようとすることはなく、援助した者たちはたちまち懲戒検束に処せられている（資料三七）。

次に、治癒者が増加するにしたがい、さまざまな用件で外出する者も多くなっていったが、それにとまなう新たな問題も発生することとなった。一九五四年（昭和二九）から両園が運行させた入所者用の岡山行定期バスは、隔週に一本しかなく（のちに毎週一本）、それが間に合わないときは虫明・岡山間を結ぶ一般の路線バスに乗るしかなかった。しかし、その運転手や車掌のなかには入所者の乗車を拒否する者があり、一九六三年、愛生園自治会では両備バス会社に対して抗議の申入れを行なっている。また、園当局に対しても職員用バスへの入所者の同乗を認めるようにと要請している。しか

し、それに対するバス会社および園当局の回答に対応をあらためるといふ姿勢はほとんど見受けられず（資料五二）、やがて一九七三年に至っても、両備バスは団体バスの予約を拒否するといふ事件を起している（長島愛生園入園者自治会編『隔絶の里程』一九八二年）。

また、戦後には患者運動のために各園の自治会役員が会合したりする必要もしばしば生じてきたが、そうした運動のための外出に対して園当局は特にきびしく目を光らせていたこともうかがえる（資料五〇）。

**世間との距離** ハンセン病をめぐる差別の問題は、単に患者本人にとどまらず、その家族や親戚までもが世間からきびしい偏見の目を向けられるという点において一層根深く複雑な様相を呈した。そうした周囲の偏見を助長する一つの原因ともなったのが、入所者家族に対して執拗に行なわれた強制的な家族検診であり、そのあり方をあらためるようにとの要望も出されている（資料五九）。また資料五七によれば、入所にあたって家族に迷惑をかけないためであろう、本籍地自体を療養所もしくはその岡山事務所などに移してしまっている場合もみられる。同時に、名前も変えていわゆる園名を用いた入所者も数多い。

入所者の存在がその家族の結婚に差し支えたとされたことは、とりわけ深刻な問題であり、入所者家族の結婚相手を別の入所者家族のなかから探そうとしているような事例は、その境遇の切なさを物語って余りある（資料六〇）。だがそうした一方で、婚約者の家族に患者がいることを知って婚約を破棄してしまったことを後悔し、できれば結婚する方向で考え直したい（資料五四）、あるいは入所した友人と文通することについて、手紙を通じて感染する危険があるとして反対する家族を説得したい（資料五六）といった相談の手紙も療養所には寄せられている。そうした彼女たちの真摯さは、努めて記憶にとどめられてよいであろう。

**断種政策** 男女が婚姻関係を結ぶと、子孫を残したいという願いは当然のことであろう。しかし、ハンセン病療養所では出産は許されないことであった。園内で婚姻関係を結ぶ男女に対しては、結婚を認める代わりに男性にワゼクトミー（輸精管切断術）を行った。結婚の容認を入所者管理の手段として利用する一方で、出産は絶対に認めないという方針の表れがこのワゼクトミーであった。初めてのワゼクトミーの手術は、一九一五年（大正四）四月に東京の全生病院で光田健輔が呼びかけて行われた（多磨全生園患者自治会編『倶会一

処』。光田の主張は『前編』五章を参照されたいが、愛生園や光明園でも開所当初から断種手術が行われた。それを直接表す資料は少ないが、一九四二年（昭和一七）頃を中心にワゼクトミーを施行の上で許可された結婚願書が残されている（『前編』第五章）。

当時、合法化されていなかった断種を行うと傷害罪を適用される虞もあった。それでも光田らが進めていった断種、それを行う根拠となる考え方の一つに、当時社会に広がっていた優生思想がある。「社会の負担とみなされた障害者・病者、あるいは犯罪者のように社会防衛上好ましくない者の「発生育防」を、隔離、結婚禁止、断種、墮胎といった生殖への介入によって実現しようとするのが、当時喧伝された優生思想であった。」（「検証会議最終報告書」というもので、一九〇〇年代以降にヨーロッパから普及した。これを受けて日本でも一九四〇年（昭和一五）「国民優生法」が公布され、断種が合法化された。この国民優生法の中にハンセン病も組み込ませて断種を合法化した法的根拠を得ようとしたが、遺伝病ではないとの理由で適用されなかった。しかし法的根拠は得られなくても、また事実上はほぼ強制であったにも関わらず、入所者の許可を得るという形で断種手術は続いていった。

断種政策が行われた根本的な理由、それを「検証会議最終報告書」は次のように述べている。

光田はハンセン病を撲滅する唯一の正しい対策は、全患者の終生隔離であり、そのためには患者・家族の断種による子孫絶滅であると信じていた。この「妄信」はスルフォン剤の治療効果が確立し、すべてのハンセン病患者が治るようになった一九五一年になっても変更されることはなかった。

つまり光田の「妄信」である患者の終生絶対隔離と子孫絶滅（断種）がハンセン病を絶滅させるとし、国や療養所、さらには当時の研究者の多くがそれを後押ししたのであった。

国民優生法制定時、ハンセン病に断種を適用しようとして、出産による病勢の悪化、胎内・乳幼児期感染の可能性、ハンセン病に罹りやすい体質遺伝の可能性、さらには苦しまぎれとも思われる生まれた子の人道的な見地などの理由を挙げたが、それらは認められなかった。しかし、一九四八年（昭和二三）、新たに「優生保護法」が制定されると、幼児感染の防止を名目に、ハンセン病患者の断種と墮胎が法律に盛り込まれることとなった。資料六九は愛生園が外部向けに作った写真集で、その中に質問に答える形でワゼクトミーの理由を

「子供も病気にかかりやすく」と述べ、幼児感染について示唆している。のちに光田が「自分は在職中に二つのことで法を侵した。一つは優生手術であり、一つは遺体の解剖についてである。」(岡山県のハンセン病対策を振り返り正しい理解を進める委員会における「宇佐美治氏陳述録取書」とまで述べ、法を侵していることを認識しながらも強制し続けた断種はついに合法化され(資料六二)、実施されていた(資料六四など)。しかし、合法化されようとされまいと、入所者にとつては断種政策は人間の尊厳を踏みにじる認められない行為であった。

**ワゼクトミー** 強制的に、時には懲罰としてさえ実施された断種の方法は、主に男性へのワゼクトミーと女性への人工妊娠中絶の二つであった。資料六四によると、愛生園でのワゼクトミーは、一般診療業務概要の中で癩性潰瘍、火傷、痔の手術などと共に外科で行われていることが分かる。一休どのくらいの数のワゼクトミーが行われたかについての詳細は判明しないが、愛生園の昭和二十三年度で三〇件の手術が示されているのは貴重なデータである(資料六四)。年間三〇件ということは一か月で二・五件となり、他の外科手術と比べても決して少なくない数である。また、資料七二で

は一九五八年(昭和三三)三月に二件、四月・五月・十月・十二月に一件ずつの計六件が年間に実施されているが、昭和二十三年度の三〇件と比較して五分の一の件数となっている。この大幅な減少はワゼクトミーが昭和二十年代半ばに強制から希望制となり、その件数も減少したと推測されることと符号する。皮肉なことに、断種政策の合法化を手に入れた二十年代半ばから強制的なワゼクトミーは行われなくなり、希望した者のみへ、さらには女性が妊娠した場合への実施(資料六八)へと変わっていった。資料六八には光明園の一九五二年(昭和二七)の時点で「優生手術八妻妊娠中絶ト同時二行ヒマス」と具体的に記されている。

さらに、資料七三では光明園の一九六三年(昭和三八)と一九六五年(昭和四〇)の婚姻届の中に「尚、優生手術は医師の診断にお委せします」という一文が見られる。医師の診断に任せるとはいえ、まだワゼクトミーが行われていたことを示唆するものであるが、次の一九六五年九月の婚姻届からはその一文がなくなっている。さらに興味深いことに、一九六三年の婚姻届の仲人を勤めた人の話によると、新郎の男性は実際にはワゼクトミーはしていないという。

では、いつまでワゼクトミーは行われていたのであろうか。

光明園の一九六一年（昭和三六）四月～一九七〇年（昭和四五）五月の手術台帳には、一九六二年（昭和三七）四月、一九六三年（昭和三八）六月・十一月の計三件のワゼクトミーの記録があり、これ以降は記録が発見されない。また、入所者の年齢が高くなったこともあり、おそらく昭和三十年代終わり頃には実施されなくなったものと推測される。

**人工妊娠中絶** 断種のもう一つは人工妊娠中絶である。ワゼクトミーをしても手術が失敗していて妊娠するケースもあり（「検証会議最終報告書別冊」）、またワゼクトミーが強制ではなくなったことから、女性が妊娠することもあった。妊娠した女性は出産前に人工早産させられるか、出産後子どもが殺される（「検証会議最終報告書別冊」）ことが多かった。両園でも戦後所内で生まれ、養子に出されるなどして成長した子どもはわずかしかないという。光明園に残されていた四九体のホルマリン漬け胎児等が物語るものは何であろうか。

人工妊娠中絶に関する証言は「検証会議最終報告書別冊」を始めとして、多くの著述・映像などに著されているが、両園での具体的な資料は極めて少ない。資料七二の愛生園昭和三三年度手術件数の中に人工妊娠中絶として二・五・一〇月に

一件ずつ計三件の記録が、また光明園の手術台帳に一九六八年（昭和四三）十一月七日に四十一歳の女性が人工妊娠手術を受けたことが記録として残っている。なお、女性に対しても避妊手術をしたと思われるが、それを表す資料は見つけることができなかった。

# 第一節 収容の実態

## 1 岡山県の状況

一 光明園の自動車運転日誌〔抄〕（光明自治会蔵「自動車日誌」昭和21〜31年）

昭和二十一年四月十九日 金曜日 晴天 当直中田静夫

五二六〇号 自午前一一時三〇分 至午後四時三〇分 虫明・岡山市・虫明

愛生園ノ応援

御客御送り並ニ患者収容、鍛冶谷ヨリ愛生収容車牽引、燃料ハ愛生園ヨリ受ク

昭和二十一年五月一日 水曜日 雨天 当直中田静夫

愛生園九九号 自午後一時三〇分 至翌日午前八時〇〇分 虫明・岡山市・虫明

岐阜県患者一名収容

二日午前零時十八分着予定ノ処、約六時間遅レ午前六時十分着

昭和二十一年八月二十七日 火曜日 晴天 当直中田静夫・吉崎節雄

一九九号 自午前八時〇〇分 至午後五時三十分 虫明・岡山・虫明間

古溝事務官・松本事務官・稲葉技官

大川囑託・吉永囑託

一九九号 自午後一一時三十分 至翌日午前六時〇〇分 虫明・岡山・虫明間 大阪・京都・和歌山ヨリノ患者収容（拾壹名）

昭和廿二年九月廿四日 水曜日 曇天 当直中田静夫・一三九吉崎節雄

一三九号 自午前六時三〇分 至午前一〇時〇〇分 幸島村水門・虫明間

愛生園慰問団迎へ

一三九号 自午後七時三〇分 至午後一〇時三〇分 岡山・虫明間

逃走患者収容

愛生一三六号 自午前七時三〇分 至午後三時三〇分 落合町・岡山市・虫明間

前日積載ノ木炭百五十俵

昭和二十四年八月四日 木曜日 晴天 当直中田静夫

二二五号 自午前八時〇〇分 至午後一時三〇分 虫明・岡山・虫明

往 花岡慰問団送り

復 天理教映画迎へ（吉崎）

九二四一九号 自午前一〇時〇〇分 至午後三時三〇分 虫明・岡山市・虫明

明石保健所ヨリノ患者一名収容

昭和二十四年八月十日 水曜日 晴天 当直中田静夫

二一〇〇号 自午前八時三〇分 至午後五時〇〇分 虫明・岡山市間

原書記、野菜・果物・漬物・肉等積載

九二四一九号 自午後六時三〇分 至翌日午前一時〇〇分 虫明・岡山市間

岐阜県患者三名収容（吉崎運転手）

昭和二十四年八月十五日 月曜日 晴天 当直中田静夫

九二四一九号 自午前九時〇〇分 至午後四時〇〇分 虫明・岡山市間

高梁保健所ヨリ送致ノ患者一名収容

昭和二十四年九月三十日 金曜日 晴天 当直吉崎節雄

九二四一九号 自午前九時〇〇分 至午後四時三〇分 虫明・倉敷・虫明 児島郡□村直収患者一名（吉崎運転手）

一三三三号 自午前一一時三〇分 至午後六時〇〇分 虫明・岡山市・虫明 園長・布施事務官・三島調剤手

九二四一九号 自午後一一時三〇分 至翌日午前五時〇〇分 虫明・岡山市・虫明 大阪府送致患者二名

一三三号・九二四一九号 中田技手

昭和二十四年十月三十日 月曜日 晴天 当直中田静夫

九二四一九号 自午前九時〇〇分 至午後六時三〇分 虫明・岡山・虫明 富山県患者収容一名(大西運転手)

二一〇〇号 自午前七時〇〇分 至午後二時〇〇分 虫明・財田・虫明 ラ、物資受領、三川事務官・原書記(中田技手)

二二五号 自午後四時三〇分 至翌午前八時三〇分 虫明・岡山・虫明 往 県庁慰問団一行送り(岡山一泊)

復 広島医大生七名迎へ(吉崎運転手)

昭和二十五年四月六日 木曜日 雨後曇天 当直

九二四一九号 自午前九時三〇分 至翌午後六時〇〇分 虫明・岡山・<sup>[英田郡]</sup> 岡山・虫明 患者収容、高田事務官

一泊(中田技手)

昭和二十五年六月十日 土曜日 晴天 当直吉崎節雄

九二四一九号 自午前七時〇〇分 至午前十一時〇〇分 虫明・岡山市經由・久世間 収容二行キシモ患者死亡翌朝帰還

空車(中田)

二一〇〇号 自午前八時〇〇分 至午後一時三〇分 虫明・財田・虫明 ララ物資積載、衣川書記・原書記(大西)

二二五号 自午前九時〇〇分 至午後二時三〇分 虫明・岡山・虫明 往 花岡氏浪曲一行送り

復 河本氏迎ヒ(吉崎)

二一〇〇号 自午後一〇時〇〇分 至翌日午前二時三〇分 虫明・岡山・虫明 大阪府患者一名収容(大西)

昭和二十五年七月二十九日 土曜日 晴天 当直中田静夫

二二五号 自午後一時〇〇分 至翌日午前五時〇〇分 虫明・岡山・虫明 和歌山県医大見学一行迎へ(吉崎)岡山一泊

九二四一九号 自午後十時〇〇分 至翌日午前五時〇〇分 虫明・岡山・虫明 和歌山県患者三名収容(大西)岡山一泊

出井補導員

昭和二十五年十二月九日 土曜日 晴天 当直中田静夫

五四四〇号 自午前十時〇〇分 至午前十一時三〇分 虫明・尾張・虫明 邑久高校庭球慰問迎へ(中田)

五四四〇号 自午後五時三〇分 至午後七時三〇分 虫明・尾張・虫明 右送り(中田)

九二四一九号 自午後八時〇〇分 至 時 分 虫明・西大寺町・虫明 庶務課長、土建客送り(吉崎)

昭和二十六年三月二十五日 日曜日 晴天 当直大西浪夫

五四四〇号 自午前七時〇〇分 至午前十一時〇〇分 虫明・早島町・虫明 邦楽慰問迎へ(中田・大西)

二一〇〇号 自午後一時〇〇分 至午後四時〇〇分 虫明・岡山市・虫明 横山機関手プロミン積載(大西)

五四四〇号 自午後五時三〇分 至午後九時三〇分 虫明・早島町・虫明 邦楽慰問一行送り(中田・大西)

昭和二十六年五月三十一日 木曜日 雨後曇天 当直大西浪夫

一三三号 自午前八時三〇分 至午後十二時三〇分 虫明・岡山市・虫明(牛窓廻り) 往 木下事務官出張

復 花岡氏映画迎へ(大西)

九二四一九号 自午後三時三〇分 至翌日午前四時三〇分 虫明・岡山市・虫明 往 花岡氏映画慰問送り

復 福井県患者二名収容(吉崎)

柳田看護手

昭和二十六年十一月六日 火曜日 晴天 当直中田静夫

五四四〇号 自午前八時〇〇分 至午後一二時三〇分 虫明・岡山市・虫明 後援会理事一行迎ヒ 大西

九二四一九号 自午前九時〇〇分 至午後二時一〇分 虫明・牛窓町・岡山市・虫明 一時帰省患者三名 市来・中田

大阪府患者収容二名

九二四一九号 自午後五時三〇分 至翌午前四時〇〇分 虫明・岡山市・虫明 一時帰省患者五名・岐阜県患者収容 吉崎  
五四四〇号 自午後五時三〇分 至翌午前四時〇〇分 虫明・岡山市・虫明 岐阜県慰問団迎ヒ・理事会一行送り 大西

昭和三十一年四月十二日 木曜日 晴天 当直中田静夫

二号 自午前八時〇〇分 至午後五時四〇分 虫明・岡山市・虫明 定期運行

九〇号 自午前八時〇〇分 至午前十一時三十分 虫明・岡山市・虫明 愛生園応援（高校新入生迎ヒ）

九〇号 自午後二時三十分 至午後十一時〇〇分 虫明・岡山市・虫明 患者一時帰省

九〇号 自午後十一時二十分 至翌日午前七時〇〇分 虫明・岡山市・虫明 愛生応援（高校新入生迎ヒ）

大西

昭和三十一年四月二十日 金曜日 晴天 当直大西浪夫

二六六号 自午前六時〇〇分 至午前十時〇〇分 虫明・岡山市・虫明 園長迎ヒ

二号 自午前八時〇〇分 至午後七時三十分 虫明・岡山市・虫明 旅行者迎ヒ

九〇号 自午前八時三十分 至翌日午前八時十分 虫明・岡山市・玉野市・虫明 藤井書記、煙草積載

玉野市 □ヨリ患者収容 中田 岡山泊り

昭和三十一年十二月十三日 木曜日 晴天 当直市来定彦

二号 自午前八時〇〇分 至午後五時三〇分 虫明・岡山市・虫明 定期運行

九〇号 自午前八時〇〇分 至午後九時〇〇分 虫明・岡山市經由・<sup>〔真庭郡〕</sup>町・虫明 患者一名収容 中田 県衛生部小寺氏

四四号 自午前九時〇〇分 至午後六時二〇分 虫明・岡山市・虫明 城事務官

二 英田郡にて検診

(愛生園蔵「癩患者收容関係書」昭和23年)

明治三十年一月一日生

<sup>〔欄外〕</sup>  
「難波技官を派遣のこと」致し度」

予第一三五号

昭和二十三年三月十五日

岡山県衛生部長 印

愛生園長殿

癩容疑者検診方について

このことについて、林野保健所長より左記写の通り報告があつたので、貴園技官の派遣方御取り計ひ下さい。尚、御手数乍ら技官の御派遣の日時等決定の節は、県衛生部予防課へ御連絡の程御願ひ致します

園名

記

写林保発第一九五号

昭和二十三年三月十一日

岡山県林野保健所長

岡山県衛生部長殿

癩病の疑ある患者の発見報告について

標記のことについて、英田郡 〇〇村巡查駐在所より癩病の疑ある者として、左記の通り報告して来ましたので報告致します

記

英田郡 〇〇村大字 〇〇

K・K

岡山県衛生部長宛

患者検診報告の件

本園難波技官を、左記により派遣致しましたから報告いたします

記

自三月三十一日 至四月三日

英田郡 〇〇村及勝田郡 〇〇村方面出張

三 らい予防デーの実施要項

(岡山県蔵「岡山県公報」昭和25年)

予第五七八号

昭和二十五年六月二十日

岡山県衛生部長

岡山県民政部長

岡山県総務部長

岡山県教育委員会教育長

保健所長殿

市町村長殿

地方事務所長殿

教育事務所長殿

各種学校長殿

らい予防デー実施について

らいは最も悲惨なる疾病であり、外国の文明諸国は、現在殆んどらいの予防撲滅の目的を達成して、無らい国実現の日も近い現況であるが、一方わが国のらい病患者は、漸次減少の傾向にあるが、なお約一万六千名の患者が分散しているが、病気の性質上実際にはもつと多くの患者がいることが想像できる。

本県においては、さきに無らい県のらい予防事業を展開して、昭和十三年<sup>〔五〕</sup>一応無らい県の理想を実現したのであるが、その後発生した戦争のため、折角の努力も崩壊して、現在収容患者一六一名、在宅患者一二名、容疑者一二名で、月々新患者発生しており、これらよりして、なお数十名の潜在患者があるものと推測される実状である。

政府においても、本年は特にらい予防対策を強化して病床の増加を企図し、昭和十五年以来久しく行われなかつたらい患者及び容疑者の一斉検診を実施することになったので、この機に本県においても対策を強化し、悲惨なる患者及び公衆衛生上より再び無らい運動を展開して名実ともに無らい県の実現を図りたいので、六月二十五日全国一斉に実施されるらい予防デーについては、左記実施要項によつて、それぞれ地方の実情に即したる計画をたて、らい予防思想の昂揚と救済の普及、特に援護事業へ協力参加するよう指導に努められたい。

#### らい予防デー実施要項

##### 一 趣 旨

らいは最も悲惨な疾病であり、欧米文明諸国では、現在殆んどらいの予防撲滅の目的を達成して、無らい国実現の日も近いものと考えられるが、一方わが国においては、なお八千名の療養所入所患者の外に病床数の不足に伴う約二千名の登録未収容患者と、およそ二千名の潜在らい患者を有し、これらの患者を感染源とするらいの新発生も少くないものと考えられる。この対策としては、らい患者の収容強

化と適正なる医療の賦与がもつとも必要であるが、これらの施策の円滑な遂行をはかるためには、らい患者はもとより一般民衆のらい予防知識の普及徹底に基く、らいの予防撲滅事業への推進協力と、らい患者に対する救済援護事業の徹底を図るものである。

## 二期 日

昭和二十五年六月二十五日

予防デーに引き続き七月二十四日まで、らい予防事業強調月間として強力に運動を展開する。

## 三 実施方法

県衛生部長及び保健所を中核として、新聞社・放送局その他の協力を求め、らいに関する正しい知識の普及とらい予防の方法、早期診断・早期治療・隔離徹底の必要性、消毒その他必要な予防方法、強化等の啓蒙教育を強力に行うとともに、一般大衆の救らい事業への参加協力を要望する。

## 四 実施事項

らい予防及び救らい思想の徹底を期するために、次のような広報活動を行う一方、らい容疑者・患者家族に対して無料検診を行うとともに、救らい思想の普及と事業への協力を求める。

### (一) 広報活動

- 1 ポスター 二、〇〇〇枚作成配布する。
- 2 リーフレット らいの話（約一〇頁のもの）  
二、〇〇〇部作成、市町村・学校等へ配布する。
- 3 新聞による広報  
各新聞社に対し記事を提供して掲載方依頼する。
- 4 放送による広報  
岡山放送局に依頼し県民の時間その他適宜放送を依頼す。
- 5 その他、ニュースカー・街頭宣伝社・映画館・劇場等(車)を活用する。

### (二) 広報内容の要点

- 1 らいの正しい知識、特にらいは伝染病であり患者隔離の必要性
- 2 早期診断・早期治療
- 3 消毒その他必要な予防方法の指導
- 4 らい療養所及び入所患者の現況、一般民衆の救らい事業への協力

### (三) 座談会並びに映画会開催

患者多発保健所地区において、市町村長・各種学校長・婦人会長・青年団長・民生委員等の参集を煩わし、座談会と

映画会を催す。

開催予定地 岡山・笠岡・久世・林野・高梁

(四) らい患者一斉検診

登録患者につき保健所において行い、適当な医療措置を行う。

(五) らい容疑者及び患者家族の無料検診

前記らい患者一斉検診に併せて容疑者の発見に努め、発見された容疑者及び患者家族につき検診を実施し、八月中旬に終る。

なお、疑わしい患者ある場合は、保健所又は県衛生部へ通報ありたい。この場合極力秘密保持に努めること。

(六) 私宅患者療養所入所勧奨並びに療養指導

検診を機に療養所入所を強力に勧奨するとともに、入所できない者に対して自宅治療上特に患者隔離消毒について指導するとともに、患者家族等の慰安並びに治療に対する援助を行うこと。

(七) 救らい思想の普及と救らい事業への参加協力

らい予防事業は、正しいらいの智識と救らい援護事業の振興が最も重要なことであるが、本県には長島愛生園・邑久光明園の二大国立らい療養所があり、両園合わせて二、四

〔ママ〕

〇〇〇人の気の毒な患者が父母・兄弟・姉妹等と別れ、平和な瀬戸内海において肉体的苦悩とそれにも勝る精神的苦悩と闘いつつ、しかも明日への希望を抱きながらひたすら療養に努めており、又入所の希望を有しながらも満員のため入所できず、自宅に秘かに病を養う者もわれら周囲にあり、これら患者は、同じく伝染病でも自分の欲情又は不摂生により感染したものと異なり、無意識によつて感染し、無意識によつて重症となつた者が大部分で、病症からいつても精神的苦悩からいつても全く同情に堪えないものがあるので、本予防デーを機に予防思想の啓蒙と併せて特に恵まれざる患者の慰問及び救らい援護事業へ参加協力するよう強力に指導相成りたい。

なお、本県には、財団法人長島愛生園慰安会・財団法人邑久光明園慰安会の二つの援護団体があつて、いずれも一般県民の心からなる御協力を望んでおり、特に婦人会・青年団・民生委員等による篤志寄附を期待しているので、格段の御配慮願いたい。

## 四 岡山県で収容開始

〔山陽新聞〕昭和25年3月6日

街や村に癩患者 岡山県で収容に乗出す

四、五年このかたかえりみられなかつたライ病対策が、最近の激増振りから重大問題となり、岡山県でも未収容の患者が今年になつて十名も発見され、未発見のものを加えると五、六十名はいるということが県衛生部の調べで判り、同部では三十一日を期して聞込み・投書などにより一せい取締りを行う

同部の二月中の調べによると、御津郡の某村A・Z君(一〇)―仮名―が病状がおかしいと岡山医大に診察を求めたところ、神経ライと判明、直ちに家族のものを調査したところ、Z君の祖母も同様神経ライ(初期)であることが判り、祖母が世間から隠れていたために、一緒に生活していたZ君に感染し、悲劇の波紋を大きくした例もあり、同郡□村の某氏(二七)(朝鮮人)も、マユ毛が落ちるほど病気が進行しているのに岡山市内をうろついているという風評(岡山市西署)もある

ライ患者増加の原因は、潜伏期が長いうえに、戦時中から栄養が十分とれなくなつたこと、密航者による朝鮮人患者

が多くなつたこと、南方からの復員者のうち同病に感染しているものがあることなどで、世間体をはじて患者を隠すために、その二倍、三倍の悲惨をまねいている現状であるライ患者対策として、一月十日、中四国予防課長会議が開かれ、真剣に未収容患者問題がとりあげられ、三十一日現在で調査して完全収容することになつたもので、県衛生部では、この問題につき、十名のは近く入所しますが、まだ届出ない患者や家族のものも、社会の暗い隅で泣く生活を送るより、療養所という天国があるから、家族との別離という小さな感傷をすてて至急に届けてほしい”と語っている

## 五 らい予防デーの検診

〔毎日新聞〕昭和25年6月24日

奮つて検診を 明日はライ予防デー

二十五日はライ予防デー、県衛生部では予防ポスター二千枚、パンフレット「らいの話」二千部を市町村・各学校へくばつて予防宣伝にのりだし、一せい検診を保健所ごとに行うとともに、容疑者患者家族の無料検診を行うが、長島愛生園・邑久光明園の二療養所のおかげで昭和十三年<sup>五</sup>“無らい県”の理想に達したものの、戦争で折角の努力もフイになり、現在同

部の調査では自宅隔離患者十二名、容疑者十四名が入園をし  
ぶつている

## 六 無らい県運動の事業

〔山陽新聞〕昭和25年6月25日

無らい県目指して 予防事業強調月間始る

人生最大の難病「ライ」をなくしようと、きょう二十五日か  
ら全国一せいに「ライ予防事業強調月間」行われる、岡山県  
衛生部では、これを機会に「無らい県」をめざし無らい運動  
を起すことになり、月間中は各保健所ごとに座談・映画会を  
開き、ライ患者一せい検診とライに関する正しい知識、救ラ  
イ思想の啓発につとめる

同部の調べによると、現在県下には収容患者百六十一名、  
在宅患者十二名、容疑者十二名、このほか数十名のかくれ  
た患者があり、毎月新患者の発生をみる状況にあり、今後  
は投書・聴込みなどで容疑者の発見に力を入れ、同時に療  
養所へ入所するよう強力に勧め、早期治療を行うとともに、  
病床の増加をはかることになった

## 七 らいの予防月間

〔瀬戸内市蔵旧牛窓町文書「岡山県衛生ニュース」27号 昭和25年〕

癩の予防月間 皆さんの協力を切に願います。

天刑病とさえ言われて恐れられた癩病は、必死の予防にも  
かわからず、やはり続発しています。岡山県では現在、施設  
に収容されている者一六一名、在宅患者一二名、容疑者一二  
名あります。全国ではおそらく二万人からの患者があるので  
はないかと思はれます。判明した者でも一万六千人で、この  
人々が方々に分散しているのです。

岡山県では、昭和十三年<sup>〔五〕</sup>一応無癩県に成つたのですが、そ  
の後戦争のため前に言つたような数に成つてしまいました。

癩は、皆さん御承知の様に、決して血統でもなく遺伝でも  
ありません。明かに伝染病なのです。そして新患者の発生は、  
これ等病菌保持者が健康な人の間に混じつて、その病菌をう  
つすのでありますから、予防の要点は、患者を隔離し、完全  
な消毒をするということが一番であります。しかるに昔から  
どうもこの隔離が充分行はれず、次々と病菌が拡がるから、  
どうしても癩の完全撲滅が出来ないのです。又早期に発見し  
て早期に適正な治療を加えますと、或程度治癒するものなの  
でありますから、私達はあくまで人道主義の本質に立脚して、

早期発見、早期治療の実を挙げねばならぬと思います。

岡山県では、御承知の通り、有名な長島の愛生園・光明園の二大施設がありまして、ここに二千五百名の人を収容しているのです。これ等の人々の淋しい人生を思う時、私達はもつともつと私達のまごころを出す必要があるのを痛感いたします。

岡山県では、六月二十五日から七月二十四日迄を癩予防月間として色々な行事を行いますから、皆さんの絶大な御協力を願います。

特に、この期間は予防のみならず、救癩事業に皆さんの力を注いで頂きたいのでありまして、癩の如きは全く患者の罪でなく、無意識の間に罹病している不幸な人なのでありますから、一入同情にたえません。心からなる浄財と涙をもつて、この人々を慰める仕事に協力して下さい。財団法人長島愛生園慰安会・同光明園慰安会に何卒一銭でも多くの浄財を寄せて下さい。お願いいたします。県下の婦人会・青年団・民生委員の方々に特別な後援助力を懇願する次第であります。

## 八 らい予防デーに思う

(瀬戸内市蔵田牛窓町文書「パブリックヘルス」No.38 昭和26年)

この悲劇は何を物語るか ― 癩予防デーに思う ―

六月十七日の朝の新聞に、横浜で一家六人を殺した事件が大きく報道されていたので、記憶している人もあるだろう。

その原因は、ライ病という業病によるものだというのであった。犯人は今年三十四才になるその家の長男で、殺されたのは父親・弟・妹等合せて六人で、本人は直ちに自首して出た。

母親は一昨年、東京の療養所でライで死亡している。

長男は常に父に向つて「何故ライを持つている母の如き女と結婚して、我々兄弟を生んだか」とせめて、風波の絶間もなく、蔭惨苦悩の連続する家であつたという。

私は、この記事を読んでゆくうちに、涙は自然と頬に流れ下つた。

こんな家が果してこの家一軒であろうか？ 全国で推定されるライ患者は三万に及んでいる。多かれ少なかれ、この横浜の一家の悲劇に近い事柄が到る所で日夜繰り返されているのではあるまいか。

何程遺伝病ではないという事が医学的・科学的に証明され

ようとも、何千年の歴史と、因習というにはあまりにも冷酷な現実とのために、事、ライに関する限りに於ては、患者一家はいう迄もなく、世間一般の考え方を變えることは容易でない。

欧米諸国では已にライを見る事はなくなつた。モーゼの予言では「ライはうつるから家から外え」というのであつたが、これが隔離するという意味であつた。

かくて十五世紀頃には殆ど西欧に姿を消すこととなつたが、交通の便利になると共に全世界に拡がり、現に東洋地域では三百万の患者がある。国としても種々の手を打っている。国立の療養所も十ヶ所、県下には愛生・光明の二園が長島にあつて、合計二千四百からの患者を收容し、誠に明るい楽しい生活と療養とを与えているのであるが、家庭にあるものも少くない。かつては日本の癩は民間の篤志家、とりわけキリスト教系の団体にまかされていたのであるが、約二十年前から国立の療養所が出来て、その最初が愛生園であつた。

明治二十二年から四十二年迄は民間の手で、その後約二十年間が民間(府県)の組合立療養所の時代で、国立が出来たのは昭和六年であつた。

崩御になつた貞明皇后様が救癩事業にとりわけ御熱心であ

られた事は、古い時代の光明皇后が施薬院・悲田院をつくられて癩の救助に努力せられた話と好一對をなすもので特筆に価しよう。

岡山県には光田健輔先生と愛生園・光明園がありながら、案外一般の人はこのライのことを忘れているのではあるまいか。

プロミンの特効が誇大にいいふらされたりしているが、ライを根治することはまだ疑問があるという話、リーダーズダイゼスト六月号の、春はカーヴイルによる――はプロミンで全快したという愉快な話であるが、まだ日本では疑問視されている。

兎も角も、ライは家族とも同居すべきでもなく、一般と隔離すべきはいうまでもない。施設の拡充、経費の増大、それこそ救癩の第一歩である。

救癩運動としてライ予防デーを設置し、貞明皇后の御仁慈を憶うと共に、強い協力をしようという考えは、まことに意義深いものがある。岡山県の人々も、更にもう一段、ライの治療・予防・救助ということ、もつとつゝこんで言えば浄財をもつてこの仕事なり事業なりを援助するように願いたいのである。

婦人運動、或は青年団の運動として、こうした事をその一環に加えていただきたいと思うのである。

## 九 岡山県出身者調査

(光明園蔵「雑書綴 一号」昭和28・29年)

公衛第四一三七号

昭和二十八年十二月十二日

岡山県衛生部長 印

国立療養所 邑久光明園長殿

岡山県出身入所患者調査について

昭和二十九年度らい予防事業遂行について、標記本県出身入所患者について承知致したいので、事務繁忙中誠に恐縮とは存じますが、左記様式により御調査の上、至急御回報方御願ひ致します。

昭和二十九年一月二十七日起案

園長 印 庶務課長 印 主任 印

岡山県衛生部長宛

岡山県出身入所患者調査について

客年十二月十二日公衛第四一三七号をもって御照会になつた

標記の件、別紙の通り回報いたしますから、よろしく御願ひいたします

(名簿省略)

## 一〇 岡山県へ収容補助金申請

(光明園蔵「重要書類綴」昭和30年)

昭和三十年二月七日起案

昭和 年 月 九日施行

会長 印 常務理事 印 理事 印

光発第五一号 昭和三十年 月 日

岡山県知事三木行治宛

昭和二十九年度癩患者収容補助金交付申請について  
 拝啓 寒冷の砌、愈々御健勝にて邦家のため御尽瘁の段、慶賀の至りに存上ます

本園収容患者の援護につきましては格別の御配慮を賜り、当事者はもとより患者一同衷心より厚く感謝申上ます。

つきましては、現在の国庫よりの予算では、患者一同の日常生活に充分とは云ひ難く、厚生文化施設の改善充実を要するものが、洵に多い実情にありまして、現下の予算では到底其の実現を期し難い状態に有りますので、患者収容補助金として関係府県の御援助を仰いで居りますので、岡山県出身患者

三十六名について、一人当り一千円程度の補助金を交付賜りますよう、左記関係書類を添え申請致しますから、何卒よろしく御取計の程願上ます。

記

- 一、昭和二十九年年度癩患者収容補助金交付申請書
- 一、昭和二十九年年度才入才出予算書
- 一、昭和二十九年年度事業計画書

昭和二十九年年度癩患者収容補助金交付申請書

- 一、金参万六千円也

但し、岡山県出身患者一人当り一千円、三十六名分収容補助金、右の通り交付相成り度く申請致します。

昭和三十年三月八日

財団法人 邑久光明園慰安会

会長 神宮良一

岡山県知事三木行治殿

一一 岡山県出身者数調査

(愛生園蔵「記録」昭和30年)

昭和三十年六月十日 施行六月十日

園長<sup>㊟</sup> 庶務課長<sup>㊟</sup> 係員<sup>㊟</sup> 主任<sup>㊟</sup>

案

岡山県衛生部長宛

岡山県出身患者数について(回答)

昭和三十年六月七日付公衛第一一九七号に依る標記に関して御照請に対し、左記の通り御回報致します

記

- 一、調査月日 昭和三十年六月十日現在
- 二、入園患者総数 一六六一名
- 三、岡山県出身患者数(入園後、他府県から移籍した者を除く)

病名	患者数	性別	十八才未の患者数	備考
結節	五五	男 女	三五 二〇	
神経	二二	男 女	一四 八	
班紋 <sup>(斑)</sup>	三(二)	男 女	三(二)	( )数字は非癩者を示す
合計	八二	男 女	四九 三三	一

四、岡山県在籍患者数 総数一六六名 内訳 男 一〇一名

女 六五名

(入園後、他府県から岡山県に本籍を移した者を含む)

天理教

## 一一 苦田郡より収容

(光明園蔵「患者収容に関する書類綴」昭和31年)

患者送致通知

岡山県

送致日時 昭和三十一年十二月十二日

送致方法 光明園収容自動車

患者氏名 I・T 女

生年月日 明三十九年十二月十六日生

通称

現住所 苦田郡□町□□

本籍 真庭郡□町□□

病状 神経中等症 診断医師名 難波政士

家庭の状況

戸主 O・U 本人の長女 A

妻 H 長女の子供 M

長男 M 兄 I・A

担当官 岡山県公衆衛生課 小寺信也

備考 本人は昭和十一年頃発病、昭和二十八年十月十八日難

波医師によりらいと診断、療養所の入所経験なし

## 一三 強制入所の事例調査

(岡山県蔵「ハンセン病関係綴」平成10・11年 原本横書)

健医疾発第99号 平成10年12月16日

各都道府県衛生主管部(局)長殿

厚生省保健医療局エイズ疾病対策課長 閣下

らい予防法に基づく強制入所の事例について(照会)

標記について、現在、熊本地方裁判所において「らい予防法違反国家賠償請求訴訟」が提起されているところであります。

本件は、平成8年に廃止されたらい予防法(昭和28年法律第214号)の成立、施行等により現在の国立ハンセン病療養所に入所している原告(現時点で45名)が人権侵害を受けたとしているところですが、当該申し立てに関し、昭和28年の同法の成立以降に国立らい療養所(当時)への強制入所措置が行われたことがあるかどうかという点が裁判において重要な論点になっているところであります。

つきましては、同法第6条第3項により各都道府県知事が強制入所措置を行うこととされていたため、貴職におかれましては、貴都道府県において昭和28年の法律の成立以降、平

成8年までの間に同法に基づき強制入所措置が行われているかどうかについて確認の上、平成11年1月18日(月)までに御回答いただくようお願い申し上げます。

事務連絡 平成10年12月16日

各都道府県衛生主管課

ハンセン病対策担当者殿

厚生省保健医療局

エイズ疾病対策課ハンセン病係長

らい予防法に基づく強制入所の事例調査について  
 標記について、平成10年12月16日健医疾発第99号当課長通知で貴県衛生主管部長宛依頼したところですが、下記の点に留意の上御回答頂くよう、よろしく御協力願います。

記

1 調査事項

・昭和28年以降の「強制入所」の件数

強制入所とは、らい予防法(昭和28年)における

都道府県知事の命令に基づく、

第6条第2項 命令入所

第6条第3項 強制入所

が該当します。

2 確認方法

原則、公文書での確認ですが、その他、文献等での確認も可とします。

3 その他

・件数の実績がある場合は、必ずその根拠、出典を明らかにして下さい。

・実績が確認できない場合は、その理由も付記して下さい。(例：保存文書が昭和〇〇年迄しか保管していない)  
 報告は別紙様式により、当係あて、平成11年1月18日迄にFAXで回答願います。

起案 平成11年1月22日

起案者氏名 健康対策課 (印)

健対1388号

らい予防法に基づく強制入所の事例について(照会)

健康対策課長(印) 課長代理(印)

課長補佐(感染症対策係長)(印) 主任(印)

(起案理由)

平成10年12月16日付健医疾発第99号による照会について回

答するものである。

患者台帳的なものは永年保存しているが、入所時に関してのデータは残っておらず調べる手段がないため、該当なしで回答する。

健対第 号 平成11年1月 日

厚生省保健医療局

エイズ疾病対策課長殿

岡山県保健福祉部

健康対策課長

らい予防法に基づく強制入所の事例について（回答）  
平成10年12月16日付け健医疾発第99号で照会のあったこのことについては、該当ありません。

#### 一四 無らい県岡山の実現

（愛生編集部蔵『愛生』第二一巻第九号 昭和16年）

無癩県岡山の実現

田尻 敢

癩予防事業が我国に施行されてから三十三年間、相当の進歩があつたと云へ、癩根絶には前途近からずの感があるの

である。

近来、上御皇室の深き御思召によつて、これが非常な発展をとげ、大なる効果を示すに至つた事は我が国体の有難さをしみじみと感ずる次第である。而して、その癩根絶運動の中に県単位の「癩なき明朗な郷土を作れ」との呼び<sup>（叫）</sup>びが起つて来た。この無癩県運動の言葉が起つて既に十年、その間に非常な努力をつゞけて来た県が多いが、漸くにして岡山県が愛行<sup>（生）</sup>園・青松園とタイアップして事実上の無癩県運動の実現に成功したのである。

癩と云ふ病が慢性の伝染病であるから、その伝染源である病者を健康の人々から隔離すれば癩は決して発病するものではない事は云ふまでもない事で、ノールウエーが三千人の癩患者の隔離を初めてから八十年後の今日、殆んど全く患者が絶えた事は、之の証明に外ならないとは云へ当然の事ではある。

我国の癩患者は、厚生省の昨年末の調査で約壺万六千で、これは現在の最小限に見積つた患者数と見做し得る。壮丁癩を基にして算出したり、一定区域の精密な集団調査によつて得た患者数と人口との割合を我国の総人口におしひろげて算出したりして、全国の癩患者数を推定して、多くの学者は大

体二万乃至三万の癩者がゐると考へてゐるのである。

この数は、結核等に比すれば問題にならない少数とは云へ、最も不幸な病者を明るく療養所に於て治療し、一方その家族近隣の人々に対する伝染を予防する事は、現下の急務でなければならぬ。

元来岡山県は癩患者の少い方ではなかつた。明治三十九年の調査では四四九名（男三三九名・女一一〇名）であつたが、大正八年迄には二三四名（男一七九名・女五五名）と約半数に減じ、大正十四年には二二七名（男一五八名・女六九名）となり、昭和五年には一一六名（男八八名・女二八名）と云ふ数で、常に全国の中位にあつた。

その後昭和五年に開所された国立療養所が県下邑久郡裳掛村内の長島に設置せられてから、地元の関係で患者の收容には非常な便宜となつたのであるが、その頃は癩問題には県当局があまり熱心でなく、わづかに直接に願ひ出るものが来る位で、昭和九年末迄の收容数は僅かに四十七名であつた。之に反して県下に未收容の患者が昭和十年三月末の調査では八十九名（男六六名・女二三名）と云ふ数になつてゐた。

この頃、清水衛生課長が来られ無癩県運動に着手され容疑者の検診等を熱心に行つた為に、昭和十一年五月二十日の調

査では一二四名（男九三名・女三一名）と新発見の患者を加へて来た。その後、理解ある長官・警察部長・衛生課長の熱心な努力によつて無癩県を目ざして努力をつゞけて来たのであつたが、現衛生課長村山氏の転任せられてからは益々活潑となり、徹底的に癩患者の調査に力を入れたのであつた。即ち昭和十四年、十五年に亘つて大正十五年以降に癩患者の発生した家庭二六三及び同時に容疑の患者のある家庭五八、計三二一戸の家庭検診を行つた。その家族人数は八三一名（男四二四名・女四〇六名）で、その内癩であつたものが六九名（男五五名・女一四名）を数へた。即ちこれは岡山県下に在宅してゐる病者の凡てであつた。たゞこの数字を並べただけでは甚だ簡略であるが、その患家訪問は決して楽な仕事ではない。多くは山間僻地にある患家を縦横に訪ねてゆくのであつて、ハイキング位の積りでは大間違ひである。時には革靴がけでゆく事もあり、自転車で一日に十五里、二十里も馳ける事もあり、馬にのつて行つた事さへある。そして一々病者にはパンフレットをわたし、療養所の事をよくわかる様に説明して入園をすゝめる。これは持久戦で、病者がまつてゐるましたとばかり直ぐ入園を希望する事は殆んどなく、家で飲んでゐるあやしげな売薬に淡い希望をかけて入園を拒んだり、

或は家庭の事情があつたり、或は自分は癩でないと憤慨したりして、一度や二度の説明や相談は耳に入らないのである。二、三時間、半日も口を酸くして話しをしてやうやくわかるか、そうでなければ県庁の人々、警察の方々が再三再四出なほしてすゝめるのである。多いのは十回も同じ家を訪ねてすゝめて初めて得心がいつた人もある。

その一方、愛生園及び青松園と協力して入園を進めて、前記の六九名の内、愛生園に五一名（男四二名・女九名）、青松園には男六名を入園させ、残りの一一名は他県に転出した。死亡し、たゞ一人八十余のおばあさんが家におるばかりで、このおばあさんは年が年でもあり、神経型であつて他に伝染する危険は決してないのである。

この様に岡山県は県当局・警察関係・方面委員等の人々の努力によつて輝かしい無癩県が全国に魁けて実現したのであつて、県民諸氏は癩の恐怖から一応は救はれたのである。しかし、これだけで安心する事は出来ない。本病が潜伏期が長い事から考へても、この癩運動はこの後五年十年は油断が出来ぬ筈である。こゝまで徹底した努力をまだくゆるめるべきではない事を銘記して戴かねばならない。

終りに、岡山県が地の利を得てゐたと云へ、こゝに至つ

た並々ならぬ御尽力に対し、横溝知事・金井警察部長、殊に中心となつて努力された村山衛生課長に満腔の敬意を表し、協力一致働かれた衛生課員・各警察衛生主任等の各位に謝意を表する次第である。

## 2 他府県の状況

### 一五 朝鮮への引揚禁止通達

（愛生園蔵「患者関係重要書」昭和21年）

#### 医療局療第三号

昭和二十一年二月八日

医療局次長 岡

国立癩療養所長 殿

朝鮮人癩患者引揚二関スル件

標記ノ件ニ関シ、聯合軍司令部ヨリ日本政府ニ対シ、別紙写ノ通指令有之、就テハ不取敢曩ニ電報ヲ以テ通牒致置候処、右指令ノ趣旨基キ、貴在園朝鮮人患者ニ付、特ニ左記事項ニ御留意ノ上、万遺憾ナキヲ期セラレ度

追而、参考ニ資シ度候条、在園朝鮮人患者ノ氏名通称及年齢ヲ報告相成度

記

衛第 号

一、引揚ノ為ノ退園ヲ禁止スルコト

二、逃亡ヲ防止スルコト

三、逃亡者ニ付テハ、極力其ノ行方ヲ突止ムルコト

四、逃亡シタル場合ニ於テハ、速ニ当局宛報告スルコト

写

聯合國軍最高司令部

AG三七〇、〇五（一九四六年一月十九日）GC一九四六年

一月十九日 日本政府ニ対スル覚書 東京中央連絡事務局経

由

癩患者引揚ニ関スル件

一、本司令部入手情報ニ依レバ、癩患者ガ日本ヨリ朝鮮ニ引

揚ゲツ、アリト

二、日本政府ハ癩患者ヲ引揚シムベカラズ

最高司令官代理大佐高級副官

エイチ、ダブイー、アレン

一六 朝鮮へ引揚者收容

（愛生園蔵「癩患者收容関係書」昭和21年）

昭和廿一年三月十六日

山口県知事 関

国立癩療養所 長島愛生園長殿

癩患者入所方依頼ノ件

原籍 朝鮮慶尚南道夾川郡  面  里  洞

現住所 高知県香美郡  町

戸主 K・R弟 K・R事 O・R

明治四十一年五月廿八日生

病名 不詳

右ノモノ、今回帰鮮ノ為、大津郡仙崎港ニ於テ乗船ノ際、進

駐軍ニヨリ発見サル、療養所收容方警察署長ニ指示シ来リ候

条、收容方何分ノ御配意相煩度、御及依頼候也

〔欄外〕  
一十八日午前九時、收容済

仙検庶第三八号

昭和二十一年三月十六日

厚生省仙崎検疫所長 関

癩患者発見報告

本籍 慶尚南道狭川郡  面  里  洞  番地

現住所 高知県香美郡  町  番地

戸主 K・R弟 O・R（三九才）

明治四十一年五月二十八日生

一、四国ヨリ到着セル帰国朝鮮人ニ癩患者一名発見セリ

二、発病場所 四国

三、伝染経路 不明

四、処置 現地占領軍ノ指示ニヨリ左記ヲ実施ス

(一) 患者ハ一時検疫所第二〇号棟ニ隔離シ、深川警察所ニ連絡ヲトリ、癩療養所ヘ入所方交渉中ナリ

(二) 患者ノ家族六名ニシテ、同伴家族ハ徹底的ニDDT及石炭酸噴霧消毒ヲ実施、乗船セシム

尚、患者ト同行ノ疑アルモノニ対シテハ、同様DDTノ外徹底的ニ石炭酸噴霧消毒ヲナシ、汚染セラレタリト思ハレル建物ニ対シテモ、徹底的ナ石炭酸噴霧ヲナセリ

(三) 患者ノ乗車セル客車ニ対シ、徹底的ナル石炭酸噴霧消毒ヲ実施セリ

一七 ラバウルより引揚者收容

(愛生園蔵「癩患者收容関係書」昭和21年)

大竹病第五号ノ三三

昭和二十一年五月十六日

国立大竹病院長印

長島愛生園長殿

癩患者入所に関する件

左記の者、五月十五日ラバウル方面より有馬山丸にて引揚げ、直ちに本院へ入院加療中ですが、貴園へ入所希望につき、近日転院させる予定ですから、入所に関して宜敷御取計ひ下され度

記

氏名 本籍地 病名 生年月日

O・S 沖縄県八重郡□□村字□□ 癩

大正六年十月一日生

I・T 秋田県仙北郡□□村□□字□□□□番地 癩

明治四十五年三月十一日生

(終)

一八 兵庫県より強制收容

(愛生園蔵「癩患者收容関係書」昭和21年)

衛発秘第三五八号

昭和二十一年四月十七日

兵庫県知事

長島愛生園長殿

癩患者送致ニ関スル件

左記癩患者、昭和二十一年五月七日送致致シ度候条、收容相成度、此段及照会候也

追而、収容ノ可否至急御回答相煩度

記

患者住所 氏名 年齢 性別 備考

揖保郡□村□□番地 T・M 四八 男 強制収容

芦屋市□町□ M・K 六四 女 ”

明石市□町□ N・S 三三 男 説得

他二一名、尼崎市ヨリ送致ノ見込

起案 昭和二十一年四月二十二日

施行 四月二十二日

園長<sup>㊟</sup> 庶務課長<sup>㊟</sup> 医務課長 主任<sup>㊟</sup>

案

園長

兵庫県知事宛

癩患者送致二関スル件

本月十七日、衛発秘第三五八号ヲ以テ御照会相成候標記ノ件

了承、収容致スベク候条、御送致相成度、此段及回報候也

追而、岡山駅着時刻至急御通報相成度

一九 広島県より収容

(愛生園蔵「癩患者収容関係書」昭和22年)

予第一六号

<sup>〔欄外〕</sup>  
横田先生

昭和二十二年一月二十三日 広島県衛生部長<sup>㊟</sup>

長島愛生園長殿

癩患者診断に関する件

癩患者発生に際しては、種々御配慮を頂きましたが、此度左記の通り患者発生につき、御多忙中恐縮とは存じますが、貴園より医師派遣方御依頼申し上げます

記

豊田郡□村 一名 高田郡□村 三名

比婆郡□村 一名 安佐郡□村 一名

御承諾の上は、当課員御案内申上たきにつき、派遣医師名及日時(出来得れば広島駅着の時間)、至急御通知願ひます

広島県癩検診報告

横田篤三<sup>㊟</sup>

昭和二十二年二月十三日

二月八日―十二日、広島県衛生部の依頼により、県下の検診

を行った結果を左表の如く御報告致します

氏名 年齢 住所 病形及病勢 菌排出有無 入院の要否 摘要

I・I 55 安佐郡□村大字□□ 結節癩 中等病 有要  
昭十七・七・二〇收容、二〇年一旦退園

M・M 12 右二同ジ 班紋癩 軽症 要 I・Iノ孫二当り同居ス

D・M 40 高田郡□村□□ 神経癩 中等症 無 要 子供二

人、夫（養子）ハ実家へ帰り、生活困窮、子供ハ保育所へトルコト

N・T 49 比婆郡□村大字□□ 結節癩 中等症 有要

家計中、直接收容ヲ希望ス

K・T 42 比婆郡□村字□□ 神経癩 軽症 無 状況ニヨル

一六・二・二八收容 一九・四・三〇退園、目下伝染ノオソレナシ

K・S 40 右二同ジ 結節癩 重症 有要

一六・八・一八收容 二〇・七・一七退園、目下重症トナル

今回の検診の従来のと異なる点及び利点欠点

(1) 各地保健所の癩に対する関心のたかまされること（受動的並主動的）

衛生部の末梢機関たる保健所は、結核・性病・寄生虫病・

伝染部等ノ衛生部門を全部受持たされてゐる。且つ広島

県は十九個所しかなく、一保健所の担当区域は余りにも

広範であるが、県からの指令で否応なしに動かなければ

ならない。こゝで、立場はいつも受身になつてゐるらし

いが、一方保健所の医師・指導員・保健婦は一般にその

責任を自覚し、主動的に動いてゐる面もある（好奇心もあらうが）。然し、役場の衛生係、駐在所よりはるかに能力あり、且つ専門的である。

将来は保健所を中心としてこれを刺戟し、関心を高めたならば、成果見るべきものがある様に思ふ。

(2) 保健所の設備を利用し、早期に診断を下すことが出来る（菌検査）

(3) 季節的に農閑期なるため、患者は在宅し、且つ人目に立たない。

(4) 表に示せる如く、一時帰省乃至逃走による患者が案外に多い、且つ重症に移行しつゝある者が見受けられる。これについては、今後県当局と連絡を一層密にし、監視を厳にするか、再收容を促進しなければ、家族伝染を起し、癩予防事業は「百年河清を待つ」に等しい。

(5) 広島県は、原子弾のため調査の基礎材料を焼失し、患者数もその後の動静も全然不明である。三、四月頃一斉調査の計画もある由であるから、愛生園としては現在入院患者・一時帰省者・逃走者を一括した患者名簿を作製送附し、広島県の計画を円滑に実施出来る様、側面援助してやる必要がある。

総括

保健所に対する呼びかけは、県庁を通じてやるのが最も効果的であるが、保健所の癩に対する関心を振起す必要がある。将来は、保健所単位で患者の発見送致を促す様にするとよい。保健婦は、仲々いゝ制度である。広島県は、強力に無癩運動を進むべき県である。

予第五一号

昭和二十二年二月二十六日

広島県衛生部長

長島愛生園長殿

癩患者入園に関する件依頼

癩患者巡回検診については、御多用中にもかかわらず、横田技官派遣を相煩し、六名の患者発見し、好成绩を以つて検診を終了しましたことを厚く御礼申上ます。ついでには、此等患者を左記列車で入園致させますから、宜しく御取計ひ下さい。

記

一、列車番号 三一四列車

二、発着時刻 広島発 三月六日 二三時四六分

岡山駅着 三月七日 五時三十分

三、患者名

安佐郡 □ 村	I・I	五五才
右同	M・M	一二才
高田郡 □ 村	D・M	四〇才
比婆郡 □ 村	N・T	四九才
比婆郡 □ 村	K・S	四〇才
呉市 □ 町 □	T・M	四〇才

以上六名

文筆責任者 檜山事務官

二〇 らい予防週間につき送致依頼

(愛生園蔵「患者雑件書類綴」昭和22年)

起案 昭和二十二年六月十三日 施行 六月十四日

園長 ⑩ 庶務課長 ⑩ 医務課長 ⑩ 主任 ⑩

癩予防週間二関スル件

本月二十五日、畏モ皇太后陛下ノ御誕辰ヲ奉祝シ奉リ、之ガ記念事業トシテ前後(自六月二十二日、至六月二十八日)一週間ヲ癩予防週間ト定メ、各県庁内政部衛生課宛左記電報(速達)ヲ以テ癩患者ノ送致勧誘方発信シテヨロシヒカ

記

六・七月癩予防デー二際シ患者送致セラレタシ、空席アリ  
 癩患者の入園につき御協力を乞ふ

愛生園長

広島県・島根県・鳥取県・愛媛県

山口県・和歌山県・奈良県・兵庫県

福岡県・長崎県・愛知県・高知県

京都府・大阪府 内政部衛生課長宛

謹啓 初夏之候、益々御清祥之段大慶至極に存じます、陳者  
 去る十四日電報を以て癩患者の本園収容に関し連絡致しまし  
 たが、目下当園には相当数の空床も有り、来る六月二十五日  
 畏も皇太后陛下の御誕辰を奉祝し、全国的にこの日を中心  
 に癩予防週間を実施、救癩運動を展開致す事と成つてゐます、  
 就而貴県内在住の癩患者を一名でも多く収容致しますから、  
 出来るだけ多く送致下さる様、之が援助の為、都合によつて  
 は職員を派遣いたしますから、至急貴県癩患者送致計画の概  
 略をお知らせ下さいますなら幸甚に存じます

六月二十日

長島愛生園

敬具

各県(十四) 内政部衛生課宛

二一 島根県より収容

(愛生園蔵「患者受付簿」昭和22年)

昭和二十二年四月二十四日

島根県教育民生部長 岡

長島愛生園長殿

癩患者送致に関する件

標記の件に関し、左記の通りの予定にて鉄道より配車の都合  
 つき次第送致の計画でありますから、何卒宜敷しく御配慮  
 願ひたい

追て、患者名簿別紙の通であります、入所を希望せざるも  
 のに対しても極力説得、今回の送致計画に一括入所せしめた  
 いので、至急係官御派遣下さいますれば好都合であります

記

一、患者 別表の通り

一、経路 山陰線・山口線・山陽線

一、患者の運賃

一、護送者 係官二名・警官一名

一、送致予定日 昭和二十二年六月一日より

六月末日に至る間

注、別紙名簿の○は実情調査の結果入所すべき範囲にある

患者

氏名	住所	所轄保健所名	備考
W・H	能義郡□村字□	荒島	安来署及役場・保健所より療養所入所方 勧誘中にて、入所の意志ある模様である
〇・〇	仁多郡□村字□	〇三刀屋	入所勧誘に応ぜず
I・H	簸川郡□村字□	〇簸川	伝染の危険あるも入所希望なし
T・Y	同郡□村字□	〇右同	右同
T・R	那賀郡□村□	浜田	死亡
Y・Y	同郡□村	右同	死亡
T・S	同郡□村字□	〇右同	入所希望してゐる
W・T	浜田市字□	〇右同	入所希望してゐる
H・G	那賀郡□村字□	〇右同	入所を希望せざるも送致可能
H・T	同郡□村字□	右同	入所希望せず
M・K	同郡□村字□	右同	患者重態で療養所へ収容不可能
I・T	同郡□村字□	右同	老衰し居り送致不能
K・H	浜田市字□	右同	衰弱し居り入所希望せず
H・Z	不明	右同	住所不明に付、入所説得不能
S・T	美濃郡□村字□	益田	入所勧誘に不応
I・Y	同郡□村字□	右同	伝染の虞なきをもつて入所希望なし
S・Y	鹿足郡□村字□	右同	入所希望なし

I・H	美濃郡□村字□	右同	右同
〇・S	鹿足郡□村字□	〇右同	右同
N・Y	美濃郡□村字□	右同	老衰により歩行困難
S・M	同郡□村字□	右同	入所意志なし
N・I	同郡同村字□	〇右同	右同
T・K	同郡□村字□	〇右同	昨二十一年末より再発、進行性と なる
K・H	同郡□村字□	〇右同	入所の意なし
H・S	同郡□村字□	〇右同	右同
I・S	同郡□村字□	右同	右同
W・K	鹿足郡□村字□	〇右同	不明
S・K	南郡□町□	右同	行方不明調査中
T・G	邑智郡□村字□	川本	不明

二二 愛知県の無らい県運動

(愛生園蔵「癩患者収容関係書」昭和22・23年)

謹啓 秋冷の気節(季)となつて参りましたところ、愈々御健昌に  
 渉らせらるゝことゝ拝察いたしましたして、詢にお喜びを申上げ  
 ます  
 扱て、癩患者の予防並に収容につきましては、平素多大の御

助力を賜りまして有難く存じてゐます

就きましては、戦後の癩予防対策といたしまして、本県では急速に無癩県を造りあげることにはいたしまして、相当な予算を計上いたしましたので、速やかに具体的計画を樹て実効運動に乗り出したいと思ひます、この際、貴所の御高見並に御援助をへて計画を進めたいと思ひまして、御多忙中恐縮なお願ひであります、出来れば十二月上旬に係官の御派遣が願ひたいと思ひます、甚だ勝手とは思ひますが、書面を以て御依頼を申し上げます

尚、御派遣のことに御決定の上は、御来県の月日をお手数でもお知らせを願ひますれば幸甚に存じてゐます 敬具

十一月十二日

愛知県衛生部長 印

国立愛生園々長 殿

〔欄外〕 横田技官出張のこと

衛第一六四号

昭和二十三年五月七日

愛知県衛生部長 印

国立療養所長島愛生園長 殿

癩患者輸送に就いて

本県の無癩県実施に就いては、多大の御支援を賜り難有感謝

致して居りますが、今回又同計画に依る第三回目貴所入所希望患者を左記に依つて輸送するから、岡山駅よりの輸送其の他よろしく御配慮願ひたい

記

- 一、出発日時 昭和二十三年五月十一日
- 一、到着日時 " 十七時二十三分 名古屋駅
- 一、輸送患者住所氏名 " 三時五十八分 岡山駅

記

氏名	住所	年令	性別	備考
K・T	愛知郡 〇村 〇	二四才	女	大高駅
S・S	"	二三	男	"
H・S	海部郡 〇町 〇	二一	女	名古屋駅
N・K	東春日井郡 〇村 〇	三六	男	"
N・D	名古屋市 〇区 〇	二五	"	"
K・R	北設楽郡 〇町 〇	四三	"	"
W・K	半田市字 〇 〇	二〇	"	"
K・M	知多郡 〇町 〇	三八	女	"
T・A	瀬戸市 〇町	五一	男	名古屋駅

M・K 碧海郡□町大字□四六 " 大高駅  
M・H " □村大字□二〇 女 安城駅

二三 兵庫県にて一斉検診

(愛生園蔵「癩患者収容関係書」昭和23年)

兵防第二七三号ノ二

昭和二十三年三月十日

兵庫県衛生部長印

長島愛生園長殿

癩患者一斉検診について医官派遣方依頼の件

厚生省指示に依る癩撲滅対策について、本県に於ては之が第一次計画として、現患者の一斉検診を別紙日程に依り実施するについては、御繁忙中誠に恐縮ですが、医官一名派遣方御配意煩はしたい

尚、派遣御決定の上は、御来県の日附を前以て御通知願ひたい

記(別紙)

検診月日 検診場所 範囲 検診予定人員

三月廿三日 神戸市兵庫区東山町市立東山病院 神戸市・尼崎・伊丹・芦屋・

明石・柏原・篠山各保健所管内 二十五名

三月廿四日 姫路市姫路区市ノ郷姫路保健所 飾磨・加古川・田原・滝野各

保健所管内 十三名

三月廿五日 宍粟郡山崎町山崎保健所 山崎保健所管内 十三名

三月廿七日 城崎郡豊岡町豊岡保健所 豊岡・香住・浜坂各保健所管内

十二名

三月廿日 洲本市細工町洲本保健所 洲本・志筑各保健所 九名

〔欄外〕  
〔横田 愛知 石原 三重 犀川 兵庫〕

〔犀川技官派遣の事と致度〕

二四 入所動機調査

(愛生園蔵「患者雑件書類綴」昭和23年 原本横書)

起案 昭和二十三年十月二十日

施行 10月23日

園長 庶務課長(印) 医務課長 主任(印)

案

園長

厚生省予防局長宛

癩患者入退所状況調について

九月二十日付予発第一二四〇号を以て御依頼の標記の件、別紙の通報致します。

第一節 収容の実態

癲療養所入退所患者状況調 国立療養所長島愛生園

1、入所の動機 (自昭和22年1月 至同年3月)

家庭より 行旅路者又は身元不明者 引揚者 他の病院療養所からの転送者

計

希望入所 15名

勸奨入所 8名

強制入所 5名

その他及不明

計 28名 1名

2、入所者の家庭の経済状況 (自昭和22年1月至同年3月)

入所によるも家族の生活に差支えないもの 上流

中流 8名

入所により家族が生計扶助を必要とするもの 12名

入所時生計扶助を受けていたもの

不明 9名

計 29名

1、入所の動機 (自昭和22年4月 至同年6月)

家庭より 行旅路者又は身元不明者 引揚者 他の病院療養所からの転送者

計

希望入所 12名

勸奨入所 5名

強制入所 11名

その他及不明

計 28名

2、入所者の家庭の経済状況 (自昭和22年4月至同年6月)

入所によるも家族の生活に差支えないもの 上流

中流 22名

入所により家族が生計扶助を必要とするもの 6名

入所時生計扶助を受けているもの

不明

計 28名

1、入所の動機 (自昭和22年7月 至同年9月)

家庭より 行旅路者又は身元不明者 引揚者 他の病院療養所からの転送者

計

希望入所 11名

勸奨入所 22名

強制入所 21名

その他及不明

計 54名

2、入所者の家庭の経済状況 (自昭和22年7月至同年9月)

入所によるも家族の生活に差支えないもの 上流

入所により家族が生計扶助を必要とするもの	中流	44名
入所時生計扶助を受けているもの		8名
不明		2名
計		54名
1、入所の動機 (自昭和22年10月 至同年12月)		
希望入所	家庭より 引揚者	18名
	行旅路者又は 身元不明者	1名
	他の病院療養所 からの転送者	3名
	計	22名
勸奨入所		16名
強制入所		11名
その他及不明		11名
計		49名
2、入所者の家庭の経済状況 (自昭和22年10月至同年12月)		
入所によるも家族の生活に差支えないもの	上流	2名
	中流	28名
入所により家族が生計扶助を必要とするもの		11名
入所時生計扶助を受けていたもの		8名
不明		
計		49名

二五 広島県へ収容補助金申請

(愛生園蔵「記録」昭和26年)

昭和二十六年一月二十七日

広島県衛生部長 印

長島愛生園長殿

入園患者援護費交付申請について

右のことについて、かねて御要請があつたが、このたび入園患者援護費として予算措置ができ、交付することになつたので、癩療養所慰安会長より本県知事あて、左記の内容を具した癩療所入園患者援護費交付申請書を提出せしめるよう御取計い願いたい。

記

一、交付金要請の主旨

二、入園患者数表 (三園別)

起案 昭和二十六年一月二十八日 施行 1月29日

園長 印 庶務課長 印 主任 印

案

広島県衛生部長宛

患者収容補助金申請に就いて

園長

標記に關し、別紙の通り慰安会長名を以つて申請致しますから、よろしく御願ひ致します

尚、この様な御措置に至るまでの貴官の御努力に対し、厚く御礼申上ます

昭和二十六年一月二十八日

岡山県邑久郡裳掛村

代表 財団法人長島愛生園慰安会長 光田健輔

同

財団法人邑久光明園慰安会長 神宮良一

香川県木田郡庵治村

財団法人大島青松園慰安会長 野島泰治

広島県知事殿

患者收容補助金に関する件お願い

別紙癩患者数調（昭和二十四年七月末現在）にて御覧になる通り、長島愛生園・邑久光明園・大島青松園の瀬戸内三園に於て東海・北陸・近畿・中国・四国の二府十九県より現在收容している癩患者数は一四五六名で、三園全收容患者の八〇%を占めています。之等收容患者の援護に就きましては、共同募金の配分、慰問金品の送与等絶えず格別の御配慮を忝

うして、当事者は勿論、関係收容患者の非常に感激している処であります。上記各園共開園当初に於きましては、浮浪徘徊の徒を收容するのを目途といたしましたので、其の援護の内容は今日の情勢から見ても必ずしも完全とは言ひ難いのでありまして、改善を要するものがまことに多い実情であります。加うるに、今日未收容患者として残されている者の多くは、富者、老人、我執強きもの等比較的容易に收容を肯んじない者が多く、之等の患者を收容して無癩日本の速かな実現を期する為には、療養所内の文化的向上を図つて、之等の患者を抱擁するに足るものと致します事が、前提条件と見られるのであります。勿論かかる援護施設改善に必要な経費は、国庫に於て当然負担しなければならぬ性質のものであります。新規事業が認められない刻下の緊縮予算では、到底実現を期し得ませんので、地理的環境の最も密接な瀬戸内三園関係の協議によつて関係深い府県に窮状を訴えて、之が援護費の一部を患者補助金として御援助賜る様懇請致します次第です。

幸いにして実情の御賢察を賜つて、本趣旨に御賛同を得ますならば、患者一人当一〇〇〇円の割合を以て、各関係府県に於かれまして夫々予算に計上なされ、後日配分方お願い申上

げます。

### 二六 京都府より収容

(光明園蔵「患者収容に関する書類綴」昭和27年)

#### 患者送致書

本籍地 岡山県阿哲郡□村□番地

現住所 京都市□区□□番地

患者氏名 T・K (男) 当六十三年

職業 石鹼行商

右は、癩予防上必要につき、身柄及び別紙目録と共に送致します

昭和二十七年五月二十四日

京都市下京区西九条南田町七二

京都市九条保健所長小室昌義印

邑久光明園長 神宮良一殿

#### 金品目録

一、現金 約一、〇〇〇円

一、衣類 袷二枚

一、寝具 一旒

一、日用品 若干

### 二七 広島県より強制収容

(愛生園蔵「懲戒検束権関係書」昭和29年)

□ T・D

園内呼称 F・Z 本名 T・D (I・H)

生年月日 昭和九・五・六

本籍 慶尚南道加東郡□面□里

入園年月日 昭和二八・五・二

収容直前住所 広島県呉市□字□□ 送致官署 広島県

同右職業 学生(高校三年) 教育程度 高校二年修了

家族 母・兄・姉

#### 記

一、同人は、左傾した思想態度と共に素行上の難点も有し、帰省期間中、帰省地(呉市)に於て当局の酒造違犯取締りに対して妨害一件がある。

二、所属していた政治団体

三、事実(療養心得五項違反(但し園外)等)

1、昭和二九年一月一八日、母危篤の電報に依り一時帰省した。帰園は同年二月一三日であり、滞在期間は二七日

間であつたが、左記に依り件の帰省事由は虚偽のものであつたことが判明した。

2、昭和二九年一月二二日、邑久地区署より一時帰省中の同人に不都合の廉あり、又帰省事由にも事実反した点あり。許可取消しを要請する電話連絡があつた（分館長塚本事務官）。

3、警察問題 同人帰省中、呉市□方面に於て酒造違反の取締りが行はれた際、同人は取締り係官に対し抵抗して、その職務の執行を妨害した。尚、他日帰省期間中の生活保護を呉市役所に願ひ出ている。

#### 四、客観的にみた平素の行状

同人は、昭和二八年五月二日、強制收容したものである。收容を担当した山田書記の談に依れば、家族の母・兄・弟三人と共に手狭な陋屋に雑居していたが、当人に入園方勸誘すると、母親は柄杓で熱湯を係員にかけるなど、家族共々收容方を拒絶した。附近朝鮮部落の不穩さもあり、警官隊三〇名の応援を得て、手錠をはめ、拉致同様な收容を行つた者である。園迄の自動車護送途中に於ても、車外に逃亡する危険のため疾駆して帰つたものである。当時の抵抗意識が入園後も尚持続しているのではないかと考えられる。

#### 二八 三重県担当官より相談

（愛生園蔵「在宅患者訪問関係綴」昭和31年）

拝啓 秋色一段と濃くなつて参りました

過日来より松阪市出身M・S氏については何かと御心労を煩しております、只今も同氏の部落代表者が私を訪ねて参り、早急の收容を強く要望して参り、過日拝受いたしました文書等も見せてようやく帰らした処で御座居ます

同人も先日私を訪ねて参り、駿河入所についての道順等を話したので、いづれ単独入所するものと思つています、処が本日手紙が参り、転出証明書がないと行き難いので、貴園より返戻を受けてから入所したいと申して来ましたが、私よりも貴殿に頼んで欲しいとの事に、事情柄私としては一日も早く駿河だらうと何処だらうと部落を離れて欲しい一念から、斯くは又御無理をお願いする次第です、御賢察の上、不本意なお願ひ宜しくお頼み致します

尚、今後も今回の如き例が生じないとも限りませんが、一体私共県としてはどうすればよいのか等を考へますと、全く不本意ではありますが、勢い一時帰省を押さへて戴くより仕方がないとも思われます

先に退園となつて在宅するT・T氏にせよ、同家が飲食店で

あり、然かも奥さんが助産婦という関係で、かなりの問題が持ち込まれており、貴殿から一時帰省者の通知を受ける度に心配が増えて行きます、他県の係には老練の士が多く、差程問題とも考へていられないでしょうが、私は全く困り抜いています

阪大・京大病院の通院治療やプロミン系薬品の簡単に入手できること等、在宅者も現在六十六名程あり、最近ではこの仕事に自信がなくなりました

勝手なことを書いて申し訳ありません、お恥しいことと思いません

右の次第で、M・S氏の転出証明書の件、できれば宜しくお願ひします、いづれお会ひの節詳しく報告いたします

十月三日

三重県予防課 高村忠雄

石原分館長殿

## 二九 島根県・鳥取県検診報告書

(愛生園蔵「復命書」昭和32年)

復命書

愛生園技官 永田まる

貴下の御命令に依り、昭和三十二年十一月四日から十日迄、

島根県下の癩検診に参りましたので、次の通り復命致します。時候恰も秋色酣でしたので、朝夕の引き締る霜と置く露は検診にも誠に快適でした。

伯備線高梁からは、その名の川に紅葉の色が溶けて流れて、高梁川の翠に色を添えておりました。この辺は、山陰耶馬溪と謳われておると云う車掌の説明もうべなる哉と思ひました。分水嶺新見はセメント工場の機械のきしりを四方の山に飮して、今日も白い灰を周囲の紅葉に遠慮もなく振かけていました。漂然と現われる三瓶山に名残を惜しむ時も、日本海の波は何時もの様に波頭を白く振立てゝいます。帰路石見バスは益田市を岐点に島根と山口の県境を越えて、三段狭の霧〔峽〕立ち昇る險涯に差しかゝります。紅と黄を織り交えた樹々の静に、朝霧の動は肝を冷し醒めよと呼びかけていました。山を降りると錦帯橋を経て安芸の宮島は名に負う所、原爆の広島を右手に拝して汽車に移ると一路岡山に。毎年池田厚子夫人の御来訪を辱くする恵みの日に愛生園に帰りました。秋の稔は収穫の時ですので、農家は猫の手も欲しい忙しさです。訪れる患者を探すのに数時を費す事も有り、担当官特に保健所の方の御共力、山の奥まで一日、二日を要するのに自動車を貸して下さる御配慮に深い感謝を捧げます。

先年不在を使った者には在宅の様に連絡したり、時間を慮って十数人を保健所に集めて下さった庶務課長さんも有り、夕方五時を過ぎると若い者は帰宅させて、医務課長が案内兼運転手で奥地まで奉仕して下さいる温情にも接しました。何所にしても、保健所の協力なしには検診は不可能であるという事は、癩者を秘密裏に探す事の困難以上であります。個人別に癩者を知っているのは保健所の人であって、県庁の担当官ではないからであります。特に島根県では、昨年火災に合つて書類一切無に帰して居りますので、保健所頼りでありました。田舎に入る足だまり、それに伴う食餌まで御面倒見て下さいました。帰ると待っていて、会えたか、居たか、入所の意志は、と全般に渉る御配慮でありました。癩者がいるという投書も一般人は保健所宛に出すとの事です。県の癩担当官の勧められる途中、はたと困られる事は小供の処置でありました。親は入所の意志があつても、未感染児童である時、別れのつらさとその将来をどうしてくれるかの裏付けとなるものをはつきりしていなかった私には、自信のある返事が出来ませんでした。保育所で育つた子は、のびくと成長しないので、鳥取や大阪方面に戦災孤児として出して教育し、女兒は一人前になるまでに、洋裁其他の個人の特長を活かした

「技」をつけてやっている。従つて脳力があれば高校に入れ、更に大学に進学させようと努力している保母さんも居ると云つておきました。山の中で育つより、子供の将来の見透は明るいと感じました。各人に付いては次の通りでございます。

出雲市 □ 町字 □ T・M 59才 (N)

簸川郡 □ 村大字 □ I・H (L)

I・Hには六才と十一才、十六才の子同居

六才のNは容疑者として今後数年検診の要。

江津市 □ Y・K (L)

邑智郡 □ 町 □ S妻 E・A

Sは本園在 長男 " G } 容疑

長女と次男は疑ひもなかった。健康者である。

邑智郡 □ 町 □ T・T (N) 56才

S・S (N) 33才

S・G (Gなるも漢字制限の時改名)の父が本病にて、永年臥床していたので、本園在のS・K (L)とT家から嫁入りして来たT・Tは、一緒にこの老父を介抱していた。

S・KはS・Gの妻である。T・TはS・Kの妹である。

S・SはS・Kの姪であつて、S・Kとの同居は嫁入り前十八年間、離婚後四年間なので「S・K」から伝染した者

で有る。男に伝染してないのは女系が病人を介抱したとい  
う接触の故であつて、男は直接病人に触れる機会が少な  
かつた為と思われる。

邑智郡□町□ S・K (29才) と、その子 S・T (2才)  
の二人は健在。

S・KはS・Gの長男で、時々S・Kを見舞ふため本園に  
来ている。

那賀郡□村大字□ N・M (疑)

" M (疑) 七才

K・SことN・Sは本園在で、N・Mはその妻、N・Mは  
長男で二人とも大耳神経肥厚あり、N・Mの弟某は容疑今  
の所なし。

島根県邑智郡□ E・A (疑) 37才

" G (N) ? 10才

E・S本園在 (M) " A 8才健

" H 1才健

E・S見舞の為、冬休みに来園するので再診の要あり。

那賀郡□町□ T・K 62才 (L)

益田市大字□ S・M (N)

S・M孫 F 5才 (健)

益田市大字□ I・H (弟) N

" Y (兄) N

此二人は神経癩として戦前から届け出である。I・Hの大  
耳神経の肥厚が診られるが、三年の経過の今日に至るも病  
状の変化なし。之を診られた宮田先生に御記憶が有れば、  
会話後別紙を以つて御報告申上げる積りである。兄I・Y  
の指の屈曲<sup>(屈)</sup>は癩性とはおもわれない。

鹿足郡□町大字□ S・Y 47才 (N)

S・Yの実娘十二才T、此外の両方貰いの女子とその子  
(S・Yには孫)とも健。

以上三十一人を診察して、健康者十五人、容疑者六人、癩と  
診定された者十人となります。患者の症状に就きましては、  
別紙検診用紙を添えます。

右の様、報告いたします。

昭和三十二年十一月十一日

長島愛生園々長 高島重孝殿

検診報告

名和千嘉

昭和三十二年十一月八日より十一月十四日にわたる、鳥取

県下の検診の様子は次の通りでありました。

1、鳥取市□町□ K・Y 明治三十年生

結節癩 重症 発病 昭和二十五年頃

確診 昭和三十三年十一月八日

約七年前より現在の住所に住い、後妻と長女（先妻との娘）が働いて生活している。

現在は、顔面にも四肢軀幹にも多数の結節を生じ、潰瘍も痂皮を被むった部分も多く、右手は猿手を呈し、右足趾も短縮及び屈曲を呈している。

菌検索 鼻汁より抗酸性菌陽性。

結節より極めて多数の抗酸性菌を認める。

本人はうすく本病をさとしていた様子で、私共の入園のすゝめも絶対に伝染はしないといつてきき入れない。同居の少女（後妻との娘）が丁度外出から帰ったので診察したが、次の様であった。

2、鳥取市□町□ K・T 昭和二十四年三月十日生

右大耳神経及び両側尺骨神経を硬く触知する。今後の嚴重な健康管理を要するものとおもわれる。

3、八頭郡□町□ O・M

明治三十四年三月五日生

結節癩 軽症 発病 大正十二年（三十二才）

確診 昭和十二年一月（三十六才）

昭和十二年九月より昭和二十年二月迄、本園在園。

一時帰省後そのまゝ。

顔面大楓子顔を呈し、眉毛なく、手指少しく屈曲、皮膚よりの菌の検出見当らず。

本人は、愛生園入園中は家族も親せきも縁談が一つもまとまらなかつたが、愛生園で治療して治つて帰つたといふふらしている為、一家一族も幸福な結婚生活をして子供も一人、二人もうけているが、再び自分が園へ入れば一族の破滅となる、もし病気がわるくなれば家に居れるものでもないから、入れてもらうからと幾度も強く強調し、傍から元村長をしたという実弟もさかんに口出しをしていた。本人は農業に従事している。

4、八頭郡□町□ K・K 明治二十三年十二月五日生

神経癩中等症 発病 明治三十七年

確診 昭和十二年一月二十七日

昭和十三年四月六日

昭和十五年五月六日 } 愛生園入園

左顔面麻痺中等度 両側手指屈曲 両足下垂 左足趾屈曲

養子夫妻に孫五人と同居している。

検診についても、孫達がどうして見てもらうかと質問するといふ、もう検診に来てくれなくてもいふ、わるいときにはしらせるからと強調していた。

5、八頭郡□町□ N・R 明治三十五年二月五日生

神経癩 中等症 発病 七才 左小指屈曲

十七才 足足下垂<sup>(ママ)</sup>

昭和十二年一〇月一日より十四年二月四日

昭和十五年一〇月二十八日より十七年九月二日 } 愛生園  
入園

左手指切断 右手指屈曲及切断

左足下垂 左足趾短縮及屈曲

本人は、四肢の不自由の他は正常の人と変わらず。不自由な手で深い山より藤かづらをとり、もつこをあんで売って生活の資としている。(特殊部落)

入園をすゝめても、働く方がよいといって承知しない。

6、島根市□町 O・S 大正十一年八月三十日生

発病 二十七才 顔面結節

駿河療養所に入園していたという。

顔面の浸潤吸収状態、脊部四肢に結節の癩痕あり

皮膚よりの菌検索 陰性

プロミゾールを送ってもらって服用しているという。

7、八頭郡□町□ N・K 大正三年五月十六日生

結節癩 軽症 発病 昭和四年

確診 昭和八年十二月(十八才)

昭和八年十二月より昭和十一年二月まで大島療養所に入所。軽症の顔面神経麻痺あり、顔面に軽度の浸潤があり、少数の菌があった。

本人は富山県方面に出かせぎにゆき(土木工事の下請)、面会することが出来なかった。

入園拒否の理由 症状が軽症でよく働けることと、本人の働きて家族の生活を支えていること。

尚、特殊部落であつて、周囲の人々はこの病気を嫌っていない。

8、東伯郡□町□ M・N

明治二十七年七月二十三日生

結節癩 中等症 殆んど盲目

発病 明治三十五年(八才)

確診 大正十五年九月(三十二才)

大正十五年九月より昭和二年七月迄

昭和十二年一月より昭和十四年五月迄

愛生園入園

約六百米の高原地に住居。検診に向った日、途中に橋を建設中でジープその他の通行が不可能、山路を約二里以上徒歩で往復することも困難との事で、止むなく引返した。

9、倉吉市(旧□□村) □□ M・K

明治三十六年十二月二十四日生

神経癩 軽症 発病 昭和六年 右小指の凍傷

約十年後左手指の屈曲を呈し、その後変化しない。現症は両手指の屈曲のみ。家業の農業に従事している

10、倉吉市 □□ F・T 明治三十三年五月八日生

神経癩 重症 発病 大正十五年

昭和十七年八月八日より昭和十八年七月五日まで愛生園

入園

顔面神経麻痺 両手指切断又は短縮 右下肢筋肉萎縮

右足下垂 右足蹠に穿孔症あり 右足趾切断及短縮

農業に従事している。

長男は父の入園を希望しているが、子としてそういうのは追い出すようで言へないといっている。本人は自分が居ないと家業がやれないと主張しているそうだ。

11、東伯郡 □□町 □□ T・Y 明治三十六年十月四日生

発病 昭和二十年 (四十一才)

確診 昭和二十七年(四十八才)

本人は二ヶ月に一回京大へ通い、西占先生の御診察を受け、DDSを服用している。

病状は停止性で眉毛はない。顔面皮膚よりと耳朵から菌検査を行ったが、抗菌菌を見出さなかった。

入園拒否の理由 京大に通院して経過の良好なこと。家計の問題で入園を欲しない(農業)。

12、東伯郡 □□町字 □□ Y・Y

神経癩 軽症 発病 昭和十九年 確診 昭和十九年

右前胸部に手掌大の白斑、一見して殆んど尋常の皮膚に近い程度。

発病時神戸川崎重工の工員であった。戦時中のため治療もせず放置したが、悪化しなかった。現在元気で農業に従事。

結婚して三児をもうけて平和にくらしている。

13、東伯郡 □□町 □□ T・R 明治十七年七月三日生

神経癩 中等症 発病 大正三年(三十才)

確診 昭和十二年三月(五十三才)

昭和十三年四月より昭和十三年九月

昭和十七年八月より昭和十八年八月

愛生園入園

左側顔面神経麻痺 両側尺骨神経軽度腫脹

左手指短縮及屈曲 左足下垂 左足趾一―四趾切断  
以上の症状である

14、日野郡□町□ K・H

明治三十四年十一月三日生

神経癩 重症 発病 大正十年(二十才)

確診 昭和八年六月(三十二才)

昭和八年九月より昭和九年七月

昭和十三年四月より昭和十三年八月

愛生園入園

現在、両側顔面神経麻痺高度で、右口角は左に比し著しく下つている。醜い。手指及右足の不具も目立っている。しかし、本人は農業に従事している。水田及山林を多く所有しているので、本人が入園しても生活の不安は全くない。両親は手離したがらず、本人も在宅を希望している。再度愛生園に入園したとき、以前の同室の人は皆死亡していたといったので、私はKさんの病気のたちは皆長生きですよといった。

尚、八頭郡□村□ T・Y (二十六才)

T・Y 昭和二十二年四月四日生

入園者T・Kの妹と弟の診察を行ったが、異常を認めなかった。

又、倉吉児童相談所で

K・T 昭和二十一年十二月十二日生

米子児童相談所で

I・A 昭和二十二年五月六日生

O・M 昭和二十年四月二十九日生

K・M 昭和二十九年一月三十一日生

右の四名の入園者の子供を検診したが、何れも異常を認めなかった。

### 三〇 和歌山県より収容

(和歌山県蔵「はんぜん氏病関係綴」昭和32年)

光発第四七号 昭和三十二年一月三十一日

邑久光明園長 神宮良一印

和歌山県公衆衛生課 西 栄一殿

患者の収容について

書面拝見しました。左の者にかゝる標記の件、家庭の事情もさる事乍ら、病状の進行度から見て至急に入所することが先決のように思います。本人は入所するについては左のような条件をつけているようですが

一、手術後(約四ヶ月)義足着用して帰える

二、入所中は息Kを帰省さす  
条件付や約束があつては收容出来ません。

入所の上は、園則を守り充分の治療を受けることが必要であります。次に息子の十四、五日間の一時帰省は出来ませんが、其の上の期間はKの病状からして許可出来ませんが、故に当然父子共に療養せなければならぬ事態になると思います。

貴官におかれて家族の生活状況等充分御勘考下さいまして御善処下さい。收容の砌は日時等御<sup>(連)</sup>絡下さい。

(以上は分館より息Kにも通知しておきました)

記

I・K

三一 和歌山県より收容

(和歌山県蔵「はんぜん氏病関係綴」昭和32年)

癩患者発生届

病型 神経斑紋癩

本籍 和歌山市 □ □

発病 約三年前

住所 和歌山市 □ □

診定 昭和32年2月22日

氏名 Y・R

男女別 女

生年月日

療養場所 自宅

職業 なし

病状 重症

伝染の関係及感染の有無 不明

扶養者氏名 Y・M

扶養者との関係 実子

家族数 四人

生活状態 不詳

右、癩予防法施行規則第一条によりお届けします。

和歌山医大附属病院皮膚科

医師 西村長応<sup>印</sup>

和歌山県知事殿

昭和32年2月27日稟 起案 衛生部予防課 西技師<sup>印</sup>

知事<sup>印</sup> 副知事 部長<sup>印</sup> 課長<sup>印</sup>

予秘第 号

昭和 年 月 日

県部長名

邑久光明園長宛

らい患者の送致について

右について、左記のとおり送致しますから、よろしく御願ひします。

記

一、送致年月日 昭和三十二年三月一日、十九時四十五分岡

山駅着、二二一列車(鹿児島行列車連結特

## 別護送車)

- 二、患者の住所 和歌山市 □ □
- 三、氏名及年令性別 Y・R ♀
- 四、国籍 日本
- 五、発病年月日 三、四年前
- 六、診定年月日及診定医 S 32・2・22  
和歌山医大附属病院指定医西村長応
- 七、病型及病状 混合らい 重症
- 八、送致官 和歌山県 技師 西栄一

五、その他 患者は老年の重症患者ですので出来得る限り車内整備の完全な車輛をお願いします。

## 電報

二三九イ 二九 オカヤマムシアケ 一七六 セ一〇・四〇  
ワカヤマ」ワカヤマケンテウナイ」エイセイブ ヨボウカ殿  
一ヒ ラトシユウヨウ オカヤマチャクジカンシラセ コウ  
メウエン

一日らい収容岡山着時間知らせ 光明園

予第一二四号

昭和三十二年二月二十七日

和歌山県衛生部長 印

天王寺鉄道管理局長殿

らい患者護送車依頼について

右について、左記のとおり御高配下さるようお願い申上ます。

## 記

- 一、護送年月日 昭和三十二年三月一日
- 二、乗車区間 和歌山線和歌山駅から山陽本線岡山駅まで
- 三、乗車人員 患者一、附添三、送致員一、計五名
- 四、運賃支払方法 現払

昭和32年2月28日稟 起案 衛生部予防課 西技師 印

知事 副知事 部長 印 課長 印

## 電報案

県部長名

邑久光明園長宛

県衛生部長

本文 岡山到着時刻一日一九時四五分、二二一列車、和歌山  
「オカヤマートク一ヒ一九ジ四五フン二二一レツシヤ」ワカ  
エイ

## 三二 住民より患者收容依頼

(和歌山県蔵「ハンゼン氏病関係綴」昭和35年)

私は□の一住民ですが、投書することをおゆるし下さい。それは、□にドレという病氣(本当の病名は知りませんがマユゲがぬけてきて、おそろしい病氣)の人があるのに、なぜカクリしないのでしょうか、去年の夏から今年の夏までどこか遠くの方へかくれていたようですが、今またもどってきてあります。一年間ほど見なかつたのでカクリされたものと思っていましたに：、そうではなかつたのですね：。そして大衆浴場へ大きな顔をして入るのです。その人の顔にはマユゲがありません。このことは(病氣であるということ)多くの人が知っています。もし病氣でないのなら、何のため一年間も土地をはなれるのでしょうか?このまゝでは一匹のオオカミが□にはなされているのと同じことです、一日も早くカクリして下さい、□のすべての住民のために：。その人は女の人で年令は六十から七十の間でしょうか、あるいはもうすこし年をとっているかもしれません。名前は通称「○」(本名は○というのでしょうか)と、みんなが呼んでいます。「○」だけではおたくの方でもお困りでしょうか、けれども私も本当の姓名は知りませんので、すみませんが、

おたくの方でお調べ願いたいと思います、□の□です。

では一日も早くおねがいします

二十日

□一住民

乱筆文をおゆるし下さい

〔受付印〕  
和歌山市保健所 35・9・27 受付

## 三三 京都府より收容

(光明園蔵「患者收容書類」昭和39年 原本横書)

光発第1332号

文書日附 昭和39年9月24日 施行9月24日

園長④ 医務部長 事務部長④ 庶務課長④ 会計課長④

京都府公衆衛生課横田技師あて

園長

患者收容について(照会)

毎度御尽力の程御礼申し上げます

下記の者の收容について、原田医師を通じ御話しがりましたが、現在不自由舎2棟分改築することになり、現在人員移動中で取り混んでおりますが、貴課におかれても御困りのことと察しますので、何とか方途を講じたいと考えますので、御手数ですが次のことを至急御連絡下さい。これによりまし

て、こちらより改めて御通知申し上げます

(京都市内在住H・Y M23生)

## 記

本籍 氏名 年令 視力(生盲・社会盲) 手足の障害  
年金関係 家族事情 以上

昭和39年10月1日

国立邑久光明園長殿

京都府公衆衛生課 横田技師<sup>㊟</sup>

## 患者収容について(現状報告)

昭和39年9月24日付、光発第1332号で「照会の標記について、別紙のとおり報告します。

12月初旬入所(予定)と患者側には口頭で通知してあり、小生も全力をあげて勸奨中ではありますが、多少の遅延はあることと思はれます。この点御承知のうえ、今後ともよろしくお願い申し上げます。

(別紙) 調査報告書

1、患者 本籍 京都市 □区 □□

住所 同上 H・T方

氏名 H・Y 明23・2・1生(74才)

発病 大正15年頃(35才)

届出 年月日不明 昭和26年北保健所の調査書あり

## 2、家族構成

世帯主の母 女 74才

世帯主(長男) 男 54才 京都市電車輛課勤務

”妻 女 50才 農業

長男 男 17才 自動車整備工

(明年2月24日同地の習慣により成人式を行う予定)

長女 女 15才

4月中卒後、市内の織物工場に勤めていたが、同僚らしい声で密告され(電話)、会社でも村八分の様な扱いを受け、会社から出勤を停止(6ヶ月分の給料は払う約束)されたので辞職届を出した(9・16)。

二女 女 14才 } 中学在学中だが、教師が老母の病気を知

二男 男 12才 } つて善処方を申入れて来た。

3、視力 社会盲 昭和35年頃から次第に視力が衰ろえたが、今年春、自分で点眼の時、眼球を傷け現在視力なし。手足は切断している指もあり、起床は自力で出来ない。縁先に置かれた便器のところへ行ける程度。

年金関係 老令・障害両福祉年金共に受けていない。

4、資産 中等程度 世帯主の弟は近所に家を持つている  
 5、入所予定 S 39・12 初旬を目標に入所させると強力に申し入れた。只余りやかましく云うと自殺等される心配もあるので、余程慎重にする必要がある。

## 1、検診

S 29・3 故神宮園長と検診に行ったが、いつも裏口から逃げ出して検診することができないので、S 31年から特研へ来院を求める通知を出した。

S 31・9 UN菌 (一) 原田医師

原田医師の話によると、此の頃の患者は朗かに元気で通院していた。視力も普通であった。

33・10 TNS 治ゆ "

35・2 " "

その後呼び出したが来院しなかった(身体衰弱のため)

37・7 L11+5 小川医師

北江Cからの通報により検診、以後 DDS 投与継続中

" 8 L2pn3 (F3H3D2) 原田医師

2、入所勧奨記録その他

7月1日 7・7

最初世帯主は、老令の母(患者)を入所させることは出来ない、長くない命と思われるので、この家で死なせたと云い張った。

7・9 同町会長等の要請で同夜小職と話し合い、府としてはあくまで入所させる様努力すると回答した。

明年2月24日、土地の習慣に従い、長男が成人式に人々を招待しても(自宅でも料亭へでも)恐らく一人も招待に応じる人は居ないと思う。料理屋から各戸に料理を届けさせても同様に受取る人はないと思う。

成人式に大鼓を出すことは、今年2月に行われた成人式の日既に問題になっていた(明年2月成人式をするものは、患者宅の長男1人だけ)。

こんな事態になつては町内の平和は乱れ、患者家族は村(町)八分の様な取扱いを受けるおそれがある。

この事情を考えて、府としては、老婆の入所に全力を注いで頂きたい。

その代り老母が入所した後は成人式にも出席するし、従来通りに交際することを約束すると町内会長の言質を得た。

9・5 世帯主が府庁へ小職を訪問。

初めは反対したが、入所には全員同意している。自分が母

に話すと親を追い出す様に聞えるので、近所に住む弟に話してもらったが、やはり入所を拒否し、最後は死にたい、死ねる葉をくれと云うのみであった。

成人式には、世帯主の考えでは、料理屋に招待する意向の様に思われたので、先日聞いた大鼓の話をしたところ、強いショックを受けた様に見受けられた。

長女の退職、中学通学中の検診等、次々と起こる家族内の不幸は、すべて患者の入所拒否に原因しているので、世帯主が強力に母親をくどくキツカケとするため、昨日同家を訪問し、府としては周囲の事情の悪化をこの上に増やさなため、12月初旬には入所させると府の方針を決定したから、その用意をする様に、中学通学中の2児が検診を受けることを依頼した。

#### 今後の方針

近日中に世帯主或は同人弟に面会し、又必要なら患者の枕元に小職が座り込んで勧奨する予定であります。

只、万一自殺でもされた場合も考えられるので、慎重に行わねばならない。

#### 三四 和歌山県より収容

(和歌山県蔵「秘」らい在宅患者及び家族検診関係綴)

昭和55年 原本横書

起案 昭和55年6月5日 起案者 健対課 西専技㊦  
衛生部長 同次長 健対課長㊦

らい患者の護送について伺い

標記について、下記のとおり護送してよろしいか

御高裁のうえは、岡山県邑久郡邑久町国立邑久光明園長あて別案のとおり収容を依頼し、患者の収容については、法第23条の規定に基き、療養所に入所する患者及び付添1名に対する旅費は、その実費を県において支弁することになっておりますので、これに要する旅費を健康対策課宮本主事あて前渡支出してよろしいか、併せて伺います

(適用基準は2、3等級相当額とする)

#### 記

- 1、護送年月日 昭和55年6月6日
- 2、療養所名 岡山県邑久郡邑久町虫明 国立邑久光明園
- 3、患者家族の居住地 西牟婁郡□町□番地
- 4、同上の氏名 患者 N・H

家族(夫) N・Y

5、病状・病型

6、特記事項 昭和45年11月一斉検診時、元光明園高橋医務

部長の診断をうけ、在宅治療の指示をうけていたが、その後行方をくらませていた者である

7、支出額 ㄴ30000

内訳

(1) 患者、往路のみ

和歌山駅から岡山駅まで

岡山駅から邑久町間は国有車使用 ㄴ6800

(2) 付添、往復(但し復路のみ岡山駅から□駅まで)

岡山駅から邑久町間は往復共有車使用 1泊2日

ㄴ23200

## 第二節 隔離をめぐる諸問題

### 1 帰省・外出・転園

#### 三五 帰省者へ帰園督促

(愛生園蔵「一時帰省関係照復簿」昭和22年)

起案 昭和二十二年十月二十七日

園長(印) 庶務課長(印) 主任(印)

未帰園患者督促について

一時帰省のまゝ未帰園患者に対し、左記文面に依り帰園方督促してよろしいか

案

謹啓 秋気清澄の候、益々お元氣の事と信じます「其後如何御過しですか」、就而は貴殿は 年 月 日一時帰省のまま「以来」既に期間も経過して今日に至るも「帰園せず且つ」何等の音信無く、毎由帰園なまざる田をお待ちして居る次第です、実は「実に案じて居ります、さて」此度特別な命令に依りて全国癩患「者」の取締が一層嚴重になつたので、若し強制収容になるような事があれば、将来一時帰省等の特点もなくなり、其他御「貴殿及周囲に対し」迷惑「の」のかゝる「の」事が

出来「起」<sup>〔加筆〕</sup>るかも解りません故、今の内に一日も早く帰園される方が何かと貴殿将来の為に良いと存じますから、お知らせ「帰園方おすゝめ」<sup>〔加筆〕</sup>する次第です、近日中に帰園されるか如何か、折返し御返事下さい

〔欄外〕  
「現在該当者四十九名」

### 三六 園船にて逃走

（愛生園蔵「逃走人事照復重要綴」昭和22年）

起案 昭和二十二年二月十三日

園長<sup>㊦</sup> 庶務課長<sup>㊦</sup> 医務課長<sup>㊦</sup> 主任<sup>㊦</sup>

入園者逃走に関する件

〔中略〕

案

左の通り送致県に通知してもよろしひか

徳島県内政部衛生課長宛

左記入園者は、二月十二日逃走しましたから報告します

本籍 徳島県板野郡□村字□□番地 氏名 S・H

収容年月日 昭和十七年七月二十一日

生年月日 大正十三年七月十一日

秋田県内政部衛生課長宛

本籍 秋田県仙北郡□村□字□□□ 氏名 I・G  
収容年月日 昭和廿一年五月廿日  
生年月日 明治四十五年三月十一日

（附記）

同人達は、二月十一日夜、保育所船舶内に左記の通り白墨にて書置を記載して居りました

此の船は愛生園の船です

御気付きの方はお知らせ下さい

無断借用しました

逃走患者謹書

右は、虫明漁業組合より愛生園の船虫明港内に漂流しつゝある旨、電話にて通知ありましたから、調査しましたところ、右の事実が判明しました、依つて午後四時発の職員船の長島帰島船に引き船ねして棧橋に帰着しました 以上

参考

右兩人ハ、予て一時帰省を願出中の者なるも、理由薄弱に依り不許可となりしものなり。

三七 逃走幫助につき懲戒処分

(愛生園蔵「懲戒検束権関係書」昭和24年)

昭和二十四年十月二日

園長<sup>㊦</sup> 庶務課長<sup>㊦</sup> 主任<sup>㊦</sup>

患者懲戒検束に関する件

左記患者に対し、次の懲戒検束を適用してよろしいか

(監禁三日) 謹慎二日に減

立田寮下舎長 N・I

人事部書記 H・H (鮮人)

購買部書記 S・K

H・K (三重刑務所より収容  
強盗傷人懲役七年)

懲戒事由 九月十九日夜、青年舎立田寮下三号S・Yの逃走を援助したる者

S・Y (変名S・A) は、父S・S (十八年二月本園入園、同年十月退園、それ前十五、十六年は大島青松園) が敬愛園に入園し (弟Y・妹Kは昨年本園入園)、昨今病状悪化したる便に接し、一時帰省願出でたるも直には許可される見込なく、一刻も早く父に会ひ度く、二、三日前逃走を決意し同室の者に打明け、舎長N・Iに援助を依頼した、N・Iはこれに同情し、漁船を頼めば八千円を要するとき、舟を見つけて二、

三人にて手こぎにて虫明迄渡す事を約し、人事部書記H・H、購買部書記S・K、H・Kをかたらひ、青年舎先の壺網につないであつた舟を八時頃H・Kと本人と泳ぎもち来り、十時十五分頃、N・I、H・H、S・K三名が舟をこいで虫明迄送つた、従来園内一般の気風として、逃走者を援助して目的を達せしめる事が人道的と考へ、悪い事と思はない間違つた思想がある

尚、S・Kは責任感より購買部書記辞任を申出でたる由、N・Iの舎長、H・Hの人事部書記も辞職せしめ、前記処分を至当と認める

適用規程 第七条

註 規定の適用以外に思想的教育指導を要す  
十月十九日午前九時三十分より二十日午後五時迄

三八 和歌山県へ帰省

(愛生園蔵「一時帰省関係照復簿」昭和22年)

南衛二四五号 昭和二十二年七月十四日

和歌山県日高郡□町長 O・T<sup>㊦</sup>

光明

長島愛生園長殿

癩患者帰郷方に付て

和歌山県日高郡□町大字□□番地

D・K 当七十歳

右者、癩患者として本年五月二十七日貴園に収容され、目下療養中ですが、本人は日頃同病以外に病氣した事なく、至極健康で又非常に克く働く人で、農業に従事し増産に精励して居ます故に、一見普通の人と何等変る事なく、従て世人一般も別に同人を忌避する事なく、共同の仕事等も皆共に従事して来たのでありますが、先日命に因り収容される事になりました、就て病状の進行程度其他に就ては、医師でない小職の如き知る由もありませんが、若し自宅療養差支ないものなれば、特別の御便宜方御取計の上、帰郷せしめられ度、本人は相当の資産もあり、隔離其他の点に付て必要あれば御指示に従ひ、如何様にも致すべく申述居り、家族としても老先短い老父を遠隔の地に一人淋しく起居せしめるのも、情に於て忍び難い事である、然し私情に因り法律命令を侵す事の出来ざるは勿論なるも、差支ない限り、何卒家族の希望通り帰宅出来る様御取計御願致します

起案 昭和二十二年八月五日

園長⑩ 庶務課長⑩ 医務課長⑩ 主任⑩

医務課長殿

入園者帰郷療養に関する件

入園者D・Kの帰郷療養に関し、□町長O・T氏より別紙の如き来翰ありましたが、左案に依り回答してよろしひか

案

長島愛生園長

□町長 O・T殿

拝復 時下酷暑の候、益々御健闘之段、大慶至極に存じ上げます

□町長 O・T殿

借而、御申越のD・K氏の帰郷療養に関し、御家族方の身上に思ひを致しますとき、全く情に於て忍び難くは存じますが、其後病状検診の結果、目下伝染の虞大なる症状、到底自宅療養に適しないと存じます、殊に県当局より半強制的に収容せられました事とて、県との対外関係も有りますので、今暫く当園にて療養せられ、病症も軽快し伝染の虞なくなつた時、御家族方の御氣持を県と交渉致し、可然御取計ひ致し度く存じますから、不悪御了諒願ひます

先は、右御返事申上げます

草々

陳者、小生老父D・K、去る五月入園致し、以来御厄介に相成り居り候者にて、一度拝眉の上、御挨拶旁々御礼と御願申上ぐべき筈の処、失礼致し居り候、茲に書中厚く御礼申上候扱て、御多用中誠に恐縮に存し候へ共、老父D・K四男K(26才)儀、此度比島に於て戦死の公報に接し、遺骨も来月帰還の予定に有之、家内一同此の悲報に老父の帰省を願望致し居り候

又、三男S(31才)は、昨年南方より帰還し、最近分家をなし独立する事に相成り候へば、財産の分配其他整理に付き、父不在にて困却致し居り候

右、簡単にて要領を得がたくは存し候へ共、何卒右事情御賢察の上、何分の御同情と御尽力を賜り、老父の一時帰省を賜りたく、家内一同に代り此段及御願出候也

昭和二十二年九月十九日

D・M

宮川分館長殿

証明書

本籍地 和歌山県日高郡□町大字□□

D・K 大正十一年五月二十三日

右之者、昭和二十年三月三日、比島ルソン島マニラ大和山ニ於テ戦死サレタル旨、公報ニ接シタリ  
右証明ス

昭和二十二年九月十七日

□町長 O・T

起案 昭和二十二年九月二十六日

園長<sup>㊤</sup> 庶務課長<sup>㊤</sup> 主任<sup>㊤</sup>

年 月 日

園長名

和歌山県衛生課長宛

入園患者一時帰省について

貴県送致患者D・Kは、今般左記理由に依り一時帰省方を申出て居るので、本籍に於て事実の有無御調査の上、一時帰省を許可してよいか御回報されたい

記

一、本籍 和歌山県日高郡□町□□

一、理由 一、戦死した二男の葬儀が十月下旬ある

二、三男結婚の件

三、財産の分配を決定したい

備考 本人は当六十九才、至極軽症である

## 三九 富山県へ帰省

(愛生園蔵「一時帰省関係照復簿」昭和24年)

衛生第一九五号

昭和二十四年二月十八日 富山県公衆衛生課長印

長島愛生園長殿

帰省中癩患者の処置について

住所 西砺波郡□村 N・B

右者、貴園に於て一月十一日より二十日間、家事整理のため帰省許可せられ、帰郷中なる旨通報ありましたので、本人に付、監視帰園督促を所轄保健所へ依頼しておきましたが、其の後調査せるに家内に慶事あり、これが終了後直ちに帰園の由、一応本人より申出りましたが、種々になる点より帰園を希望していない状況で、之に対して貴園に於かれては如何なる処置願へるや、回報願いたい。

起案 昭和二十四年二月二十三日

園長 閱了 庶務課長印 主任印

案

保健所長宛

富山県公衆衛生課長宛

帰省中癩患者の処置について

二月十八日附衛第一九五号を以つて、公衆衛生課長より照会になつた左記癩患者に係る標記の件については、別紙写の如き誓約書も提出して居り、本園にても帰園する様督促致しますから、貴職に於かれても極力帰園する様御指導願いたい

記

富山県西砺波郡□村 N・B

誓約書

今般、家事整理の事情に依り一時帰省を御許可下され、契約期間内には必らず帰園致します  
尚、期間超過致したる時には、貴園より如何なる方策あらう共、其の命に復す事を約します

契約期間 二十四年一月十二日より向ふ二十日間

昭和二十四年一月十一日 N・B長男 B

愛生園長殿

園長

起案 昭和二十四年二月二十三日  
園長 閱了 庶務課長印 主任印

案

富山県西砺波郡□村□N・B宛

園長

帰園督促について

二十三年十一月十二日家事整理の為一時帰省の願出あり、審議中の処、二十四年一月十一日長男B殿も来園になり、衷情を申出られたので、期間内帰園の誓約書を提出してもらひ、許可したにも拘らず未だ帰園しないので、県当局よりは之が処置の問合せもあり、整理の上は一日も早く帰園されたい

## 四〇 三重県へ一時帰省につき照会

(愛生園蔵「患者重要書類」昭和24年)

衛予第四三六四号

昭和二十四年十月二十五日

三重県衛生部長 園

長島愛生園長殿

癩患者一時帰省について

本年五月十七日、貴園へ入所したる員弁郡□村O・Sは、最近入所前の住所に帰省してゐることであるが、当人は入所を拒みつゞけ(以前も一時帰省であつた)たのを強制的に入所せしめたもので、当方としても相当努力の末この様な

手段をとつたものであるが、今度は如何なる事由で帰つたものであるのか、至急御回答をお願致したい。

起案 昭和二十四年十一月五日 施行 十一月六日

園長 庶務課長 主任

案

園長

三重県衛生部長

衛予第四三六四号を以て御照会の貴書拝見いたしました、患者収容については、一方ならぬ御骨折にあづかり感謝して居ります、O・Sの件については、貴意を得てからと思つて居りましたのが、患者の実兄が寸暇を得て面会に参り、妻と子供が病床にあり田畑も其まゝになつて居る窮状を語りましたので、患者は自分の病氣も忘れて責任を強く感じ、其まゝじつとして居られない気もちにかられ、許可されなかつたら逃走してでもと思つめて居る様子に、ふと梅田雲浜の詩の一節、妻臥病牀児叫飢を思出し、つい人情にまけ期限(三週間)を確く守り必ず帰園する事を約し、実兄にも其旨よく伝へ帰省を許可しました

帰省許可については無差別に許可するものでなく、検査の結

果癩菌が（一）にて伝染の虞少き者のみで、先日もある患者に「チチヤマイアキデキヌスグカエ」の電報が来て一時帰省を願出てきましたが、検査の結果癩菌（十）伝染の虞ありとの診断により、役場に援護を依頼し涙をのんで不許可としました、世には何々援護会といふものがあって、それく援護されて居りますが、癩者の家族には何の援護もなされて居らず、かへって迫害を受けて居る実情で、どこに訴へる術もなく、訴へて来るところは病者のところより外なき気の毒な人達で、癩予防をさけび乍ら時には情にさをさして流される事もあります、何とか患者が安心して療養の出来るような援護の方法を講じて頂き度切望いたします

なお、患者O・S遺家族の生活状況につき詳細承知致したくにつき、御報知を煩したく存じます

以上

#### 四一 家族よりの帰省差し止め依頼

（愛生園蔵「相談処理事項記録綴」昭和27年）

〔封筒裏〕

岡山県邑久郡裳掛村虫明六五三九

塚本義治様

〔封筒裏〕

〔受付印〕

「消毒済 27・9・23 事務分館」

加古川市   H・H

前文御免下さいませ、暑さもすぎ秋の候となりました

只今お便り有難とう御座居ました、家の者も日常の仕事に追はれて、つい便りおくれがちになりました、皆様にも色々とお心配掛けまして申訳御座居ません

女子供達でWも嫁もらつて子供も出来ましたが、まだT達の世話になるようで、会社の仕事だけでは中々くらしにくいので、困り居るような生活して居ます

戦死者のお金も、こちらでもらうように、てつづきはして居

りますが、まだ頂いて居りません、お金が頂ければ送るよう  
に母もいつて居りますが、加古川へ帰られては、子供が働け  
なくなりしますので、帰らないようにいつて下さいませ

淋しい所に一人居ると思ふと、私達もいつも胸が一ぱいにな  
ります、学校へ行つてる子供もあり、私も姉と二人一生懸命  
働いても食べる事が一ぱいです、私達も年がいくにつれて仕  
事も暇になり若い人達がよく仕事があるような水仕事なの  
で、姉とよくないてがんばつて居るような事で御座居ます  
よく父親にいつてきかせて下さいませんでしうか、姉が三  
月程したらお金送るから帰らないようにとお伝へ下さいませ、  
色々と家庭の事情聞いて頂きたいと思ひますが、皆様にな  
ほんとうに御心配掛けて申訳御座居ませんでした、又父にも  
手紙出します、皆様によくお伝へ下さいませ かしこ

#### 四二 警察より帰省取締要請

(愛生園蔵「懲戒検束権関係書」昭和29年)

昭和二十九年八月三十日

T・SことK・Yなどの件

昭和二十九年八月三十日、草加巡查より電話があり、去る五  
月十二日、一時帰省しているK・Yの登録証明書違反のこと

を通知してきた。現在神奈川県(以下不詳)にて留置されて  
いるとのことである。

同人は、昭和二十九年六月三十日附にて仮退園処分としてお  
り、前科其の他に關しては、被退去強制容疑者中に記録して  
いる。その他一般通知事項として、一時帰省中の患者の動向  
について遺憾な点のあることを伝えてきた。

即ち、先程邑久地区本署に行くと、この点質問を受けた。ら  
い患者帰省中の者が中途に於て寄道をしているので、一般社  
会人が患者の外出に対し甚だ迷惑にも感じ、疑義を抱いてい  
るとのことである。

関係裳掛村はもとより郡内他町村に於ても、この件問題とな  
り、らい予防法の改正さえ称える人もあるとの由であつた。  
然し、らい患者の帰省には、それ相当な理由により帰省して  
いるのであり、帰省時の診断により伝染の疑も皆無であるの  
で、この点を報道機関などを通じて一般に徹底し、認識を深  
めて貰う方法をさえ考慮しているとのことであつた。  
以上のように善処を要請してきた。

## 四三 帰省者に帰園勸奨

(愛生園蔵「在宅患者訪問関係綴」昭和31年)

公第四〇二三号

昭和三十一年十一月十四日

山口県衛生部長 印

長島愛生園長 殿

入所患者の一時帰省について

右のことについては、種々御配慮をわずらわしているところでありますが、最近一時帰省の許可を得て帰宅した者が、各種の事由により長期間在宅し、帰園の意志もなきまゝ今日に及んでいる者が七名もあり、かゝる状況にある者に対して、貴園では事務上の面から既に五名を退園処分とせられておりますが、このようなことが度重なることは、らい予防上甚だ遺憾と考えられますので、今後は一時帰省の申出のあつた患者については充分なる調査と御判断により許可せられ、万一帰園しない場合は法第二十八条の規定に基き強硬なる手段を構ぜられる等の措置を取り、他に累を及ぼすことのないよう格段の御配慮をお願いします。

県においては在宅中の患者を極力入所せしむべく勸奨中でありますが、入所患者の動静は比較的早く在宅患者の察知す

るところとなり、益々勸奨を困難にせしめる場合もありますので、感染のおそれのない者に限り退園されるようお願いいたします。なお、右のことについては、過般実施された中国五県の衛生部長会議においても議題として提案された事項でもありますので、お含みの上、貴園の方針等御回報下さるようお願いいたします。

おつて、一時帰省の通報はその都度入手いたしておりますが、帰園の状況不明でありますので、今後は帰園状況についても御一報下さるよう併せてお願いいたします。

昭和三十一年十一月二十日 施行 十一月二十一日

園長 印 事務部長 印 庶務課長 印 会計課長 印

案

園長

山口県衛生部長 宛

入所患者の一時帰省について回答

昭和三十一年十一月十四日付公第四〇二三号により照会のありました右のことについては、種々御迷惑をおかけ致して居りますが、本園においても此の対策について苦慮致して居るものであります。

最近種々の社会情勢等もあつて、入所患者の外出を申し出るものが激増して居る現状であります。然し本園の方針としては法の規定に則り、又患者の家庭事情等を斟酌して、止むを得ない事情にあるものに止め、相当慎重に取扱つて居る所存であります。又許可期限の経過した者に対しては、再三帰園の勧告を致して居りますが、相当期間経過後も帰園しない者については、止むを得ず退所処分と致して居ります。勿論病状については相当軽快したものについての措置であります。後日憎悪したものは自発的に再入園して居るようです。今般此の様なケースの処理について種々協議致し度、又患者訪問等のため、本園係官を貴県に派遣致し度、追て日時は後日連絡致しますから、よろしく御取計い願います。尚、帰園状況の通報については、今後実施致し度存じます。

昭和三十一年十二月十五日

園長<sup>㊟</sup> 事務部長<sup>㊟</sup> 医務部長<sup>㊟</sup> 庶務課長<sup>㊟</sup> 主任<sup>㊟</sup>

<sup>〔朱書〕</sup>「◎プロミゾールの監理を厳にせられたい」

復命書

事務分館 森 久男<sup>㊟</sup>

依命、昭和三十一年十二月二日より八日まで山口県及び広島

県に一時帰省し帰園せざる患者の帰園勧奨等について出張したので、左記の通り報告します。

一、山口県庁訪問

十二月二日午後四時長島出発、岡山事務所にて小憩仮眠、三日午前二時二十六分岡山駅発（玄海）にて小郡へ向け出発、八時四十四分小郡着、山口県庁公衆衛生課山内・金谷両氏の出迎えを受け、山口県庁に至る、時に十時四十分、衣川衛生部長・古山公衆衛生課長その他関係職員に挨拶した。

二、衣川衛生部長と面談

○最近中国五県の衛生部長会議の席上で問題になつたが、療養所が患者を自由に外出させている様である。愛生園とは言はないが、患者に金を与え無理に退園させている例もある。このような傾向は県としては非常に困る。帰省は伝染のおそれがあつてもさせるのか。

△自由に帰省はさせていない。外出の条件として、第一に病状が基本条件となり、次に外出理由を考慮している。愛生園としては他園より帰省患者の割合は非常に少ない。らい予防法第十五条の外出の制限については余程慎重に考慮している。又、無理に退園させた事は絶対にな

い。

三、古山公衆衛生課長・竹内係長その他関係者と面談

○退園処分になつた患者は今後いかに取扱つたらよいか。

県が折角送致した患者を簡単に退園されては困る。自宅患者を送致しても、退園になれば何時迄も在宅患者は減少しない。

△退園患者の中には、入所して治療を継続する必要のある者と、余り必要としない者がある。山口県に於ける最近の退園者は軽症患者が多く、入所して治療を要しない者も居ると思はれる。このような患者については県の台帳から除外して、年数回の監察をすればよいと思う。又、是非入所を要する者については、園としても度々文書で帰園を勧奨しているが、県としても協力願いたい。園は簡単に退園はさしていない。理由があり帰省の許可を与えた者が帰園しない時は、何時までも籍を置く事が出来ないので一応除籍するのである。

〔欄外〕  
判定は誰がする

二、解放システムについては未確定である

○退園処分通知の字句を改正してもらいたい。

△一時帰省し許可期間が経過し帰園しない者については、

帰園勧奨をするが、相当期間経るも帰らない者は事務上やむなく処理するので、別に園が処分したのでないから、字句に疑義があれば改正してもよい。  
以上で面談を終り、患者自宅訪問について打合せを行い、金谷主事と同道午後一時出発、次の通り患者の家庭訪問をした。

四、患者の家庭訪問

1、山口県下関市 □ □

K・S (昭和一一・七・九生)

○周囲の環境 附近一帯は国鉄職員宿舎にて、秘密保持には好条件にあると思はれる。尚、本人一家も父が □ 駅の警備員として勤務しているので、宿舎に入つてゐる。附近住民には本人の病気は秘密にされているようである。

○家庭環境 家族は父・母・姉弟四人計七名にて、父は鉄道員で、経済的には生活に不自由なく安定していると思はれる。本人の病気については、両親の外姉弟にも知らせていないようである。尚、本人が居なくとも何等支障のない家庭である。

○両親の意見 本人は別に帰宅後異状なく、今では全治

したように思う。薬も帰省の時持参し、又八月十五、六日頃愛生園に行き診察を受け、その時も薬をもらつて帰り、それを服用している。今では足の斑紋も治り、本人も帰園しないので、本人の意の儘にしている（訪問の際本人不在にて話が出来なかつた）。

○処置 治療期間も三ヶ月間で短かく、早く帰園して治療した方がよい。斑紋が治癒したのは一時的現象である。本人は家庭にあつても何等仕事もして居らず、又本人が家庭に居なくとも支障がなく、療養するには好条件の家庭である。尚、弟等が居るし、伝染でもすれば今以上に悲劇を生む事になるから、本園の医官が退園してもよいと言はれるまで療養し治療する必要があるから、正月を迎えたら早速帰園する様奨めた。

## 2、山口県光市大字 □ 字 □

○・H（大正一三・五・八生）

○周囲の環境 市の中心部より北方約一里の地点の山間部に農家が点在している部落であり、近隣は本人の病気については悉知しているようである。

○家庭環境 両親弟妹二名の計五名で約三反歩を耕作している。父は隻手にて農事が出来ず、母一人が耕作し

ている。尚、弟妹二人は他に職を得働いている。生活は一応安定している。

○本人及び両親の意見 愛生園は軽快退園がないし、帰省についても中々返してもらへない。光明園は入園し三ヶ月すれば希望により軽快退園にしてくれる。自分が帰園すれば、次の帰省の時帰してもらへないので、今日まで延びている。併し、薬は毎日服用している。本年四月頃愛生園に約二ヶ月間滞在し治療を受けた。又、薬が無くなれば名和先生や病友に頼めば送つてくれる。両親は、入園し治療の必要があれば本人を行かせるとの意見である。本人も、正月が過ぎれば帰園する、併し農繁期等には帰省させてもらい度いと意向である。

○処置 本人は、最近山口県へ帰省し退園になつている者の中では一番症状が悪い。農繁期も過ぎたのであるから、至急帰園し治療する必要がある事を説明し、来年一月中には帰園することを約束した。

## 3、山口県光市 □ □

S・S（三八才）朝鮮人

三ヶ年前横田先生が検診され、結節らいと診断を受けた

者で、県の度々の入所勧奨にも応ぜず、今日に至つたものである。家族は本人・夫・子供三人（小五年・小三年・小一年）にて、一家の生計は夫のニコヨンによる収入で生活する極貧の家庭である。最近に至り子供の通学せる小学校のPTAの役員等が本人の病気に感ずいた為、子供の通学拒否の問題にまで発展する寸前に及んだため、本人も最近に至り療養所に入所する事について少しは考へるようになっていた様である。今度の入所勧奨でいよく意を決し、来る十八日入園と決定した。尚、本人は秘密にしているようであるが、附近の者は殆んど知つてゐるようである。

〔中略〕

5、山口県玖珂郡 □村大字 □ □

T・H（昭和一四・二一・一〇生）

○周囲の環境 岩国市の西北方へバスにて約二時間行つた処にある山間僻地の農山村であり、主として農業に従事しているも、一部林産業を生業としている村である。本人を含め妹弟が本園に入所しているので、村役場は勿論近隣はらい家族である事を知つてゐる。

○家庭環境 田畑一町歩を有し、六人兄弟であるが兄二

名・姉一名は夫々他の職をもとめ働いている。弟妹二名は本園に入所中である。両親が農耕に當つてゐるも、母親は病弱の為、思うように働けないようである。又、兄二名は農繁期にも帰らないので、本人の手伝が必要と思はれる。

○両親及本人の意見 今年本人が居たので仕事が大変はかどつた。母親が高血圧のため思うように出来ない。一般では農繁期も終つてゐるが、自分の家では取入れも片付いてない始末であり、本人も病状がよいので、出来ればこのまゝ置いてもらいたい。併し、治療の必要があれば行かせるとの意向である。

○処置 本人は五ヶ年間治療しているが、現在の処では病状も悪くないようであるが、このまゝ放置すれば斑紋も結節に移行し、今迄治療したのが水泡に帰するおそれもあるので、園の先生方が退園しても大丈夫と診断される迄は治療した方がよい事を勧めた。来春一月中には帰園すると思はれる。

〔中略〕

五、広島県庁訪問

〔中略〕

## 七、患者の家庭訪問

## 1、広島県安芸郡 □村 □ □

T・H (明治二三・一二・一七生)

○周囲の環境 呉市南方海上にある孤島にて、二ヶ村で区画されている農漁村である。本人宅は海岸を隔る山ぞいにあり、周囲の者も本人の病気についてはよく知つていようである。

○家庭環境 田畑三・七反歩の小農であり、家屋の構えは一見よく見えるも、内容は豊かでない。子供は十二人居るも、現在は五男と六女が家に居り、五男が主として農業をしている。六女は定時制高校四年生である。

○本人及び家族の意見 特に自覚症状はなく、毎日元気で働いている。又、薬も送つてもらつたので服用して居る。家庭の事情で今の処帰れない。近隣にも全治して帰つたと話している関係上、今すぐ帰る事は困難である。娘も学校を卒業し、来春四月頃になり帰園する考へである。今暫く猶予してもらい度い。

○処置 治療期間も六ヶ月で短かく、早く帰園し治療を受けた方が一家の為であるから、家庭の事情等も本人が居なくとも生計が保つようにして、来春は是非帰園

する様勧めた。

〔中略〕

## 八、所感

○一時帰省し帰園しない問題点

1、帰園しない患者の家庭は貧困家庭が多く、又何等かの理由がある。これは家族の生活問題が主である。患者が家庭に居なくても生計が保てるような配慮が出来れば、患者は療養所で安心して療養すると思へるが、現在の社会保障制度では中々困難な問題である。

2、期間を定め帰省を許可するも、本人は帰省に当り期間等考慮していない。理由としては、帰省について相当量のプロミゾール等を持ち帰る為、或程度在宅しても差支へないからである。

3、薬が無くなれば医局の先生方、又病友に依頼すれば送付している。

4、他園では軽快退園があるが、本園にはない。本園で帰省し帰らないような患者は、他園に於ては軽快退園として処理している。

○一時帰省に当り、各療養所間の統一を必要とする。法を遵守し運営しても、各所が不統一な取扱いをすれば、県

庁等の見方はたとえ他園にあつた事でも関係することであるから、全園が統一した方針で取扱ふ事が望ましい。

#### 四四 帰省者より帰園猶予願

(愛生園蔵「軽快退所者ケースワークカード」昭和33年)

〔封筒裏〕

岡山県邑久郡邑久町六五三九

分館 人事係 御中

〔受付印〕  
「消毒済 33・9・26 事務分館」

〔封筒裏〕

九月二十三日

□町 S・K 拝

朝晩大えん冷え出しまして、秋らしい時候になりました、長らく御無音に失礼致しました、其□分館の皆様におおかわりなくおつとめにおはげみ下されて居られる事と存じます  
私くし事、早くそちらにかえるつもりで一時きせいでお世話になり、かえりましたが、折あしくお産の方もかなり日数も

かゝり、時間も始めのこととて長いことかゝりましたので、心配しておりました所、(急性まうちうえん<sup>〔盲腸炎〕</sup>)になり、一時わ心配したほどでございましたが、おかげ様で先月二十五日岡山の病院からかえり、今月二十一日にやつと小供の名前を付けて、お宮参りが出来たのですが、まだよめさんにわ何もさせずに(ようじう<sup>〔養生〕</sup>)させておりますので、まだ今月中にわそちらにかえれそおもありませんから、一寸おしらせしておきますから、其のつもりで(せき<sup>〔籍〕</sup>)が切れる様でしたら、そちらに御めいわくかけてもいけませんから、(いどう)証明をして送つて下されば幸ひと思えますから、何分よろしくおねがい申上ます

S・Kより

人事係様

〔欄外〕

「S・K、昭和三十三年七月十日、二週間の予定で息子の嫁の初産のため世間態から外出しているもの」

#### 四五 愛生園より楽泉園への転園

(愛生園蔵「患者雑件書類綴」昭和22年)

栗発第二五九号 昭和二十二年十一月十二日

国立療養所 栗生楽泉園長印

長島愛生園長殿

貴園元収容患者の転出証明書送付方依頼の件

貴園元収容患者左記二名、去る十一月一日本園に出頭し収容方を願出しましたので直接収容し、身元調査の結果、貴園の在園者で本年二月十日附で一時帰省の許可を得て本籍地に帰省中結婚した者である事が判明しました。本人等は一時帰省中であつても現在に於ては逃走の形式になつてゐますので、他の収容患者であれば本園に収容出来ざる旨を告げて貴園に帰園するやう交渉しましたが、二名共病症重くなり到底草津からの長島迄への長途の旅は不可能に思ひましたので、止むなく本園に収容しましたから、御手数ながら二名の転出証明書及煙草<sup>(ママ)</sup>転出証明書並に衣料切符を十一月一日附で発行の上、御送付方を依頼致します。

氏名 性別 生年月日 本籍

M・T (園名M・H) 男 大正四・二・九 東京都新宿区□町□番地

K・S 女 〃八・七・三一 奈良県宇田郡□村大字□番地不詳

起案 昭和二十二年十一月二十八日

園長<sup>㊤</sup> 庶務課長<sup>㊤</sup> 主任<sup>㊤</sup>

園長

栗生楽泉園長宛

転出証明書送付方の件

本月十二日付栗発第二五九号を以て御来照に係る標記の件、別紙の通り送付致します

記

M・T、K・S 移動証明書添付

四六 愛生園より光明園への転園希望

(光明園蔵「患者収容に関する書類綴」昭和27年)

長発第四六〇号 昭和二十七年八月二十八日

国立療養所長島愛生園長<sup>㊤</sup>

邑久光明園長殿

入園患者の転園希望について

本月八日、大阪府送致により韓国人S・Rなるものを収容したが、同人は堺の刑務所を出所したもので、偶々前記刑務所で同房であつた者が在園し、その交友関係がうまくゆかぬところからついに転園を決心し、貴園への転園を切望しているので御承諾を願度御依頼致します。

なお同人は、貴園には三年近くも在園したことがあり、且二、三回も出入があつて旧知も多いので、貴園が一番落着き

よいと申して居ります。

初めは、自分の旧悪を隠して更生するために知人の鈔い本園を撰んだのであるが、意外にも受刑中の同僚に遭遇して苦悶している状況であります。

同人の病気は神経癩の軽症で、口が少し曲つている程度のもので、貴園在園当時は療養所の所遇が今日の如くでなく、園内での安定を得られなかつた模様であつたが、現在では改悛して真面目な療養を誓つている実情であります。

彼自ら申すには、自分の最大の欠点はバクチをすることであつて、悪の道に陥つたのもその為めだと告白して居り、今後は断じてバクチはせぬと宣告して居ります。

受刑者釈放後の収容については、八月十一日付医発第三六四号の通牒にも、なるべく縁故のある療養所を指定する方針を明かにしており、「全癩患協」なるものも、この線をサポートしているのです、この点も考慮して右御依頼照会致します。

以上

<sup>〔朱書〕</sup>  
「昭和式拾七年九月拾五日、電話をもつて塚本愛生園分館長に、内部事情紛惑のため転園の件は今回は御断りする旨連絡、直ちに承諾を得た」

#### 四七 愛生園より光明園への転園

〔光明園蔵「患者収容に関する書類綴」 昭和28年〕

長発第五二〇号 昭和廿八年八月十三日

国立療養所長島愛生園長 光田健輔印

邑久光明園長殿

入園患者の転園希望について

本年五月四日、島根県松江市□町□番地より直接入園した、Y・N（当二十七年）なる者を収容致しましたが、同人が母に連れられて最初本園に来園した際、本人の姉が当園に入園して居るものと信じて入園したところが、姉は入園して居らず、その節二、三回光明園に連絡して入園の事実を調査して貰つたが、その節は入園の事実を認められなかつたので、その儘当園に入園していたが、其の後、数日経過してから姉が光明園に入園していた事が判り、姉も二回妹の面会に来て居る。

それも姉が入園して十年位になり、園内で結婚し、名前も変つていた為に、最初の連絡した当時、名前が変り判明しなかつたものであり、入園当時母親に連れられて来たもので、本人も姉が光明園に居るということで、縁故者のいる療養所を希望してをり、姉も妹の来園を切に希望して居りますので、

此の点を考慮して、右御依頼及御照会致します。

尚、姉の名前はN・Tですから念のため。 以上

〔朱書〕  
「八月十四日転園済」⑩

#### 四八 転園につき職員より暴行事件

（愛生園蔵「懲戒検束権関係書」昭和31年）

全患事発第二二一九号

一九五六年二月二十一日 全患協議長 原田嘉悦

長島愛生園長 光田健輔殿

拝啓 寒さのうちにも春のきざしを覚ゆる候と相成りました。先生には御健祥の御事と存じ、およろこび申し上げます。

さて、本日突然御書面さし上げますのは、同封書類にありますが、菊池恵楓園自治会より当全患協本部に対しまして、「長島愛生園井上庶務課長及び分館員等の患者Y・H氏に対する暴行傷害行為究明について」の提訴があり、同時にY・H氏の陳述を録音したテープも届けられました。それによりますと、Y・H氏が昨年六月貴園に入園中、大島青松園への転園問題にからみ、愛生園庶務課長・分館長及び分館員等より愛生園職員地域および転送中の愛生園船上にて暴行傷害を受けたというのであります。

これは何分本人側の一方的陳述でありませんが、同事件後、本人が治療のため立ち寄った青松園の療友の見分等から察しても、詳細は兎に角、上記の提訴内容に近い暴行があつた模様であり、万一このような事があつたとすれば、これは由々しい問題であると考えられます。

つきましては、貴施設の長として本件の事実につき御調査の上、左の諸点について御回答を賜りますれば幸と存じます。

一、Y・Hが貴園を退所するに至つた理由、又は事情。

二、菊池支部よりの提出議題及び当人の陳述テープでのべられているような暴行の事実があつたか否か。

三、あつたとしても、本人の陳述中で事実と相違している点があれば、正確な事実を御知らせ頂きたい。

全患協としては、本問題に対する態度を保留し、何よりも先ず事実を正しく知つてから後に態度を決定したいと考え、外部に対しては一切発表いたして居りません。しかし万一、貴信が得られません場合は、全患協として然るべく態度を決したいと存じておりますので、何とぞよろしく御調査の上、御返信賜わりたく御願申し上げます。

末筆ながら、先生の御健康をお祈り申し上げます。

## 四九 在日患者の外国人登録違反

(愛生園蔵「記録」昭和30年)

特発第126号 昭和三十年九月十三日

横浜地方検察庁検事竹原光明岡

国立療養所長島愛生園長殿

病状等の照会について

本籍 朝鮮慶尚南道統営郡□面□里  
 現住居 横浜市□区□□ K・G事 S・S

一九二三年三月一八日生

右の者に対し、当庁に於て外国人登録法違反者として取調中であるが、捜査上必要につき左記事項調査の上、至急回答願いたい

記

- 一、(イ) 入園期間 (ロ) 入園事由(病名)  
 (ハ) 後遺症 (ニ) その他病状に関する参考事項
- 二、分館主任石原忠良に付、左記事項を答申書をもつて提出されたい

(イ) 貴園に右の者が入園中、登録証明書のある事を告げているか

(ロ) 右の者が退園する時に、登録証明書の事について

何等かの指示を与えた事があるか

(ハ) 右の者が退園する時に、登録証明書を本人に交付しなかつた理由

(ニ) その登録証に関する参考事項

答申書

本籍 朝鮮慶尚南道統営郡□面□里  
 現住居 横浜市□区□□番地

K・Gこと S・S

一九二三年三月一八日生

右者の外国登録令違反に係る御尋ね対しては、左記の通り御答え致します。

記

(イ) 在所中は紛失等の虞れあることを懸念し、本園の慣習として他の朝鮮人登録証明書と共に一括保管していた。勿論S・S(以下本人と略す)の証明書は、入所と同時に預つたものであり、該証明書を所持していたことはよく承知していて、登録証明書のあることは告げるまでもなく知っていた。

(ロ) 本人は、昭和二十七年十月二十八日、らい予防法第十

五条によつて、二週間と期間を定めて外出の許可を与えた。

その際厚生省令で定める外出許可証明書を交付した。然し、当時携行の必要ある登録証明書は偶々引換交付申請中であつたので、交付され次第外出先に送付することを約した。

本人はその後外出したまゝ所在不明となつた。(外出先に連絡したが、宛名人不明として手紙は返送された)送付不能となつたので、本職は係に対して、取敢えず原票保管役場である岡山県邑久郡裳掛村役場に証明書を委託し、処理方を依頼するよう指示した。

(八)口項に述べたように外出後行方不明であつて送付出来なかつた。

(二)本人は、本年二月突然登録証明書の引換交付方写真一葉を添えて依頼して来た。引換交付時期の過ぎていた該証明書は、既に関係官庁に対し返納手続中であつた。証明書は既に無効であること、引換は不能なることを返事した。数日して同封書は宛名人不明として返戻されてきた。現住居に於て変名を使つていた為と思われる。他に連絡の方法はなかつた。但し前記書簡によつて、本人が来園することを承知していたので、来園をまつて更めて処置方をたてることゝとしていた。

四月来園した本人は、告発処分としないで引換交付を取計

つてほしいと懇願した。本職は、関係諸官庁並びに岡山検察庁に諮つたが、法規を枉げた取扱いは至当でないと、検察庁側の最終的通告を受けた。既に横浜市にかえつていた本人にこの事実を伝え、速かに横浜市□□区役所に申出で、法規に基いた手続を依頼することを勧めた。

事實は以上の通りであるが、引換交付申請が遅延したことは、本人が登録証明書の知識が疎かつたことゝ、らい療養所に居たという事実を極力秘密にしたかつたことに原因があると思われる。

この点、特に就労に影響あることでもあり、その発覚を非常におそれていたようである、尚、本人は現在療養所に入所の必要を認められない程度の症状にあるので、何卒寛大なる処置方を併せて御依頼します。

右の通り相違ありません。

昭和三十年九月二十一日

国立療養所長島愛生園

患者係主任 石原忠良<sup>㊞</sup>

## 五〇 各園代表者会合への外出取締

(愛生園蔵「親展文書綴」昭和34年)

〔朱書〕  
〔極秘〕

昭和三十四年七月二十五日 施行 7月25日

園長〔自署〕 事務部長<sup>①</sup> 庶務課長<sup>②</sup> 会計課長<sup>③</sup>  
〔朱書〕  
〔事務部長上京時携行〕

発園長

厚生省医務局長宛

患者代表者の会合のための外出について

情報によれば、全国らい療養所入所患者代表の会合を、八月下旬頃、当園において実施する動向がありますので、報告致します

ついては、本園に於てはこの種会合は断乎取締り、会合せしめない方針で居りますので、各施設長に対しても、この期間内における外出については特に留意し、このための外出許可のないよう御指示願います

## 五一 牛窓警察署より外出禁止方要請

(光明園蔵「厚生指導関係書綴」昭和38年 原本横書)

昭和38年5月7日

邑久光明園長殿

牛窓警察署長<sup>①</sup>

入園患者の無断外出禁止方について

謹啓 平素防犯活動その他につきまして格別の御協力を賜り厚く感謝いたしております

さて、最近貴園に入園中の患者の一部に、らい予防法第15条に定める理由がないのに無断外出して、虫明地区内の飲食店・パチンコ店その他の商店に出入りし、あるいはわらび狩りその他で附近の山野・田畑などを散策するものがあって、部落民が非常に不安迷惑を感じている状況であります

これ等患者の外出禁止について、部落民から強い要望もありませんので、今後この様な患者の無断外出について、嚴重な監督をされ、部落民の不安解消につとめていただくよう御願致します

## 五二 バス乗車拒否につき申入書

(愛生園蔵「患者要望事項綴」昭和38年)

昭和三十八年三月十一日

入園者代表 池内謙次郎<sup>①</sup>

長島愛生園長 高島重孝殿

申入れ

一、一時帰省者に、職員用バス・職員用船舶を利用できるようにして頂きたい。

理由

一時帰省者に職員用バス及び船舶を利用させて頂きたいという要求は、数年来、私達が繰り返しているものです。一部船舶のみ、朝早く帰省するとき或いは帰園の途中、たまたま船がいあわせた特殊な場合に限って利用されているのが実状です。職員バスは全く利用できません。

最近一時帰省者が虫明・岡山間で両備バスへの乗車を拒否される事件が頻繁に起り、入園者の憤激をかつています。乗車させない理由は「施設側のバスや船に患者を乗せないのに、何故民間のバスだけを利用さすのか理解できない。感染しなければ同じように乗せるはずではないか」といつています。正規の手続きを経て、感染しないとして帰省を許可されたものを、職員バス・船に乗せないことが、両備バスの乗務員に勝手ないゝがかりを与える原因になっています。

民間の乗物であれば差支えないが、施設のものには使はせないという考えの中には、私達に対する偏見以外の何ものもないでしょう。又、帰省者が職員用バス・船に便乗したゝめ秩序

が乱れ、施設運営に支障を来たす恐れは何もありません。

若し、両備バスが、会社の方針で乗車拒否を行つていゝとすれば、施設側が職員バス・船の使用を認めない限り、帰省者と両備バスの乗務員との紛糾は、何時までも続くでしょう。

この儘では、帰省の度毎に憤マンをかきたてながら療養しなければなりません。早急に解決して頂きたい。

二、両備バス会社に対し、帰省者の乗車拒否をしないよう要求して頂きたい。

最近、両備バスで乗車拒否事件が頻繁に起り、入園者は非常に憤激しております。正規の手続きをして許可証を所持しているものが、法的根拠もなく乗車を拒否するのは、運転手・車掌だけの考えではないでしょう。会社の方針であれば、大きな人権問題です。若しそうであれば、お互の幸せを守るために、私達もその対策を充分考えなければならぬと思つております。帰省者が安心してバスに乗れるように、責任をもつて両備バス会社に要求して頂きたい。

起案38年4月22日 施行38年5月30日

職員用バス・船舶の利用について

園長<sup>㊤</sup> 事務部長<sup>㊤</sup> 医務部長<sup>㊤</sup> 庶務課長<sup>㊤</sup>

(起案理由) 昭和38年3月11日付にて、入園者代表より園長宛に職員用バス及び船舶を利用の申入れがあつたので回答したい。

## 案

昭和38年 月 日

入園者代表 池内謙次郎殿

園 長

職員用バス・船舶等の利用について(回答)

昭和38年3月11日付にて申入れのあつた標記について、下記のとおり回答する。

## 記

1、一時帰省者に職員用バス・職員用船舶を利用できるようにして頂きたい(申入れ)

(回答) 原則的に職員とその家族等と混乗させることは管理上好ましくない。職員用バスは利用者が多く、職員及び家族も座席の制限があり、利用も充分できないのが現状である。

したがつて座席に余裕がない。次に、職員用船舶の運航は職員の登退庁を主目的として運航しているが、状況により入園者も乗船を許可している場合もある。一時帰省のための船舶及びバスが毎週運行されているので、これを利用してもらい

たい。なお、帰省者を対象に出しているが、時として利用者がいない場合があり、非常に不経済であるので、帰園に際しても極力定期バス等を利用されたい。

2、両備バス会社に対し、帰省者の乗車拒否をしないよう要求して頂きたい(申入れ)

(回答) 両備バス会社には従来ことある毎に話して来たが、今回入園者代表名にて両備バス会社々々長宛の書翰に対し同会社より園の回答を求めて来たので、会社に対しては乗車拒否をしないよう要請した。併し一般的に大衆を利用者とするバス会社も客としての取扱いをし、利用者も公衆道徳を守り、横柄なふるまいや他に迷惑をかけないよう慎しむのが当然の義務であつて、この点を特に考慮することが肝要である。

次に、願出のあつたバスリクレーションに職員用バスを利用することについては、次のことを厳守の上許可したい。

- 1、乗車人員は、付添を含め1回約30名とする。
- 2、途中下車は、用便・昼食時のみとする。
- 3、土産物は、原則として購入しない。
- 4、回数は、春7回・秋5回以内とする。
- 5、バスリクの対象者は、付添職員・運転手の指示に従う。
- 6、対社会的問題の生じないよう各自よく注意すること。

昭和三十八年三月十一日

長島愛生園入園者代表 池内謙次郎 叩

両備バス社長殿

厳しかつた今年の冬も去り、漸く春めいて参りました。

扱て、最近、一時帰省者が両備バスで乗車を拒否されると  
いう事件が頻繁に起つておりますので、社長さんに直接御見  
解を伺うことにしました。ハンゼン氏病は、戦後プロミンの  
出現で治療すれば全治できるようになり、既に入園者の約五  
〇％は菌陰性者であることが科学的に立証されております。  
そのため厚生省は、昭和三十八年度予算において社会復帰者  
のために世帯更生資金貸付け、復帰者の作業施設を認め、今  
国会に提案しております。

療養所は、従来の隔離政策から治療して帰す方向に大きく  
転換致しました。現在入園者は復帰後の就職をどうするか真  
剣に考えております。ほとんどが長期療養者のため、今すぐ  
仕事があるわけがなく、しかも根強い偏見と闘いながら仕事  
を探さねばならず、ある程度時間がかゝるのは止むを得ない  
ことだと思っております。そうした事情もあつて、一時帰省  
者が多くなつたのですが、いづれも予防法に基づく所定の検

査を終え、感染の恐れのないものばかりです。この人達は皆、  
施設長の外出許可証を所持しております。この帰省者が公共  
の乗物に公然と乗車できることは、法律で認められており、  
不当に拒否される理由はありません。感染の恐れもない善良  
な市民を、両備バスだけが乗車を拒否されるのは、如何なる  
理由によるものでしょうか。お伺い致します。

この乗車拒否事件は、虫明・岡山間で起り、私共の調査で  
は、特定の運転手・車掌のみに限定されているようですが、  
末端の従業員だけの考えで行つていとは考えられません。  
もし会社の方針として乗車拒否を指令されていけば、如何な  
る根拠に基づいて行われているものか、明確にお知らせ頂き  
たいと思ひます。

〔これに対する会社の回答は『邑久町史』史料編（下）収録〕

## 2 家族との関係

### 五三 ブラジルより入所者の自殺

（愛生園蔵「T・日遺留金関係書」昭和16・20・21年）

拝啓 遥異郷に在りまして御目文字も出来ませず、愚弟が一  
方ならん御世話様になつてゐながら一度の御礼も申上げませ

ず、甚だ失礼で御座いました、何卒御赦し下さいませ、私は御膝下に御世話になって居たT・H事T・Sの兄で御座います、弟が誠に御厄介になりましたして厚く感謝<sup>〔謝〕</sup>致します、大正六年四月T・Sと共に渡伯致しまして、間も無く不幸にして弟は病に掛り、八方手をつくし養生をさせてゐましたが、病は重る計りで困つてゐました矢先き、幸に伯国にも州立ライ療養所が設立されましたので、早速入院療養させてゐましたら、御蔭で次第に良くなり退院を命ぜられ自宅養生をしてゐましたが、或雑誌上で日本にも同病療養所のある事を見出したので、本人は矢もたても帰国して余生を古郷で御世話になり度いと云ひますので、帰国致させました、其後貴療養所に御厄介になつて、恐多くも御聖旨の有難さに感泣し、又は所長様の温い御慈愛を受け、其他各位の御心切<sup>〔親〕</sup>や完備された療養所等々、一から十まで本当に勿体ない程有難い事だ、帰国して自分は本当に幸せだったと嬉んで常々報知して呉れましたから、弟が満足してゐるからまあ良かったと安心してゐました、それだのに突然旧年十一月八日付で弟が遺書を送り越しました『岡山市三和銀行岡山支店に預金してゐた壹千四百六拾弍円六拾弍銭也が残りましたから、同支店より横浜正金銀行を経て御手元宛送金すべく、此手紙と同時に依頼状を出

して置きました、屹度御入手の事と存じます、此の手紙の着く頃はT・Sは一女性の為め此の世に無きものです云々』噫、何にも知らずに遠き異郷に暮す私は不幸な弟が本当に哀れに思ひまして、所内で許可が得られるならば適当な女性があつたら結婚する様にと再三言ふて置きましたのに、何んたる事ぞ、実に驚愕致しました、未だに真実とは思はれません、察しまするに道義に外れた破廉恥か、或は所内の刑を犯したものとより受け取れません、相当の年配で一女性の為め死ぬるとは……誠<sup>〔親〕</sup>に慙愧に堪へません、所長様どうぞ御許して遣つて下さいませ、重々御詫び申し上げます

其の後弟が依頼した送金は未だ参りませず、横浜正金銀行へも問ひ合せましたが、其様な通知は受けぬとの御返事で御座いましたから、善に解して所内の刑を許されたか、或は自殺未遂で救命されて送金を取消したのかとも思はれます、どうか相あつて呉れ、ばと祈つてゐます、所長様お忙しい中で誠に勝手なお願ひで御座いますが、Sが存命でしたら近況を、若し死亡したのでしたら其事情を詳細に御通知下さいませ、様、伏して御願ひ申し上げます、兄弟として実に偲びない所で御座います、何卒御推察下さいませ、末筆ながら御健康を乍蔭御祈り申上ます

早々不一

昭和十六年二月五日

伯国サンパウロ州パウリスタ線ポンペイア郵便函二四

T・K

長島療養所長殿

故T・H遺留金タル三和銀行岡山支店

定期預金証書紛失顛末書

昭和十五年十一月十日、本園内ニ於テ自殺セル故T・H遺留金タル株式会社三和銀行岡山支店定期預金証書（ち九九八三七号）昭和十五年十月十五日現在金壹千四百六拾式円六拾式錢也ノ処理ニ関シテハ、其ノ受取人タル同人ノ実兄T・Kハ、当時ブラジル国サンパウロ州パウリスタ線ポンペイア町ニ在住シ、戦局ノ推移ハ本人トノ音信ヲ絶チ、爾来其ノ消息ヲ知ル能ハズ、三和銀行ニ於テモ戦局終決ヲ見ルニ至ル迄ハ当該預金ニ関スル処理ハ不可能ナル旨ノ申立ニ依リ、当方ニ於テモ右ハ不得已儀ト心得、当時ノ庶務係タル書記十時惟雄ハ、

一件書類ト共ニ当該預金証書ヲ責任保管中ノ処、昭和十八年八月一日庶務係ノ更迭ニ依リ、前任者十時書記ハ右ニ関スル引継書作成ノ上、当該預金証書及関係書類一括、後任者タル書記坂井臣ニ対シ引継ヲ了シタルモノニ有之候処、坂井書記

ハ本年五月十一日病没セル為、同書記ノ残務ヲ整理セルニ当該預金証書ヲ発見スル能ハズ、其ノ後再三ニ亘ル調査ニモ不拘依然トシテ不明ノ為、同書記ノ自宅ニ付テモ妻坂井れうニヨリ探查セシメタルモ、之亦発見スルニ至ラズ、右ハ正ニ同書記在任中ニ紛失セルモノナルベク思料セラレ、戦局ノ終結セル今日ニ於テ如何取計フベキモノカニ付、三和銀行当局ノ指示ヲ求メタル処、本証書ノ紛失ニ対シ第三者ノ要求ニヨリ証書ノ再発行ハ不可能事ニ有之、受取人帰国ノ上規定ノ手續ヲ完了スルニアラザレバ、当該預金ハ永久ニ三和銀行ニ於ケル無期預金トシテ保管セラルベキ旨ノ回答有之候為、現在ニ於テ本件解決ノ方策無之ニ立到リ候条、茲ニ右顛末ヲ具シ状況及報告候也

昭和二十年九月五日 国立療養所書記 十時惟雄<sup>㊟</sup>

国立療養所長島愛生園長光田健輔殿

起案 昭和二十一年一月十二日 施行 一月十四日

園長<sup>㊟</sup> 庶務課長<sup>㊟</sup> 主任<sup>㊟</sup>

案

園長

株式会社三和銀行岡山支店長宛

## 定期預金証書発見二関スル件

昭和二十年九月八日長受第三八四号ヲ以テ元本園入園者T・H名義貴店定期預金証書ち九九八三七号No. 15/4965号（額面金壹千四百六拾式円六拾式銭）紛失セル趣ヲ御報告致シ置キ候処、本日当該証書発見致シ候条、此段及報告候也

## 五四 患者家族との結婚につき問合せ

（愛生園蔵「患者雑件書類綴」昭和21年）

旧正月とは申しながら、去年に比べますれば春の日かとまがふ暖かさ、されどこの大困難に際しまして愛生園の皆様にはいゝお過していらせられますか、諸先生方には気の毒な癩者の為に日夜御奮闘の事と存じ、心より敬服申し上げて居る次第でございます、先年亡くなられた小川正子先生の手記等愛読致して居りました丈に、特に印象深いものがございます、さて突然私がお手紙を差上げます動機は、是非園長様にお尋ね申し上げお教へを賜はらねばならぬ事が出来ました故でございます

この世に生まれてから二十四才の今迄、嬉しい事悲しい事数々ございました中にも、去年の暮の事件程大きなものがございますでした、それと申しますのは、私に縁談がござ

いまして、いよくお話がまとまり結納がをさまり結婚の日どり迄決つて居りましたのですが、ふとした事より先方の血統がよろしからざるを知り、大あわてにあわてましてお断りを申し上げた事でございます、当方では先方の人物等に重きを置き、まさかと思つて居りましたので、お断り致しまして後も長く心に残り、苦しみは云ひ現はし様のないものでございました、その当時きゝましたのでは、本人の父が癩者であつたとの事ですが、近所の医者できゝました処、父も姉も結核で死亡したとの事で、二、三才下の妹のみが癩であつたとの事です、当人は小学校の五年生の時より発病、一、三年の患ひであつたらしうございます、死亡後十ヶ年余を過ぎましたが、相手方の本人と妹とが壮健にて現在に至つて居ります、本人は復員軍人で、外地にあつて戦闘に日夜命がけの日々を過し、外傷・熱帯マラリヤ或は糧食の欠乏等であらゆる困難を体験し、今は非常に立派な体格を致して居りますが、一時は三十七キロしかなく等と申して居りました、本人が申しますには、もし感染して居るならば、その様に軀が衰弱して居る時に出るであろうが、その様な徴候もなく、又軍隊ではレプラの検査に常に陰性であつた等と申して居ります、私にも癩は血統と云うよりは伝染であると云う事、又感染の機

会にあつても抵抗力のある人はうつらぬ事、特に思春期に発病が多い事等は分りますが、潜伏期にあつても余人に感染するや否や、祖父が発病し、父が健在、子が発病と云う一般に聞かされる話の場合、祖父が死亡し、その後父より生れた子も発病の余地があるのでせうか、私の方には今迄その様な事は全然なく、肉親の者もその事を大変おそれて居ります、それにつきましても一旦結納がをさまりましたからには、旧い考への様ではございますが、おことわりした事が大変背徳の様に思はれ、日夜苦しい思ひを致して居ります、私から申しますのは変でございますが、本人は大変人間としてよく出来た人と他の人も申され、私も信じて居りますので、もし妹にその様な病があつても、本人にうつゝ居ない場合は縁づいてもよいと決心致して居ります、一度本人にもすゝめ御地をおたづねし御診察をわずわしたいと存じては居りますが、兎も角右の質問に書面を以て至急お答へを戴きたいのでございます、御地へ参りましても潜伏期であつても診断がつくのでございませうか、いろいろと勝手な事ばかり申し上げましたが、心中御了察の上御返事を賜はり度く、伏して御願ひ申し上げます、寒さの折からくれぐも御身御自愛の上、いよく御奮闘あらん事を切に御祈り申し上げる次第でございます

す、先は心いそぐまゝ乱筆乱文にて失礼致します

かしこ

M・H

園長先生みもとに

追伸 同封の五円は切手代にでもお使ひ下さいませ、又本人の顔色が血色が余り良い方ではなく、唇がチアノーゼ様の黒味を帯びて居るのが気になるのでございますが、何等かの関係があるのでございませうか、又本人の年齢は三十才でございます

〔朱書〕

〔広島県御調郡□村役場前

M・H

〔朱書〕

〔園長ヨリ直接回報済(二一・二・一一)〕

### 五五 家族検診にて本人発見報告

(愛生園蔵「患者雑件書類綴」昭和22年)

謹啓 秋色漸く天地に満ち、灯火可親の好シーズンとなりましたが、先生には如何にお暮し被遊ますか、お伺ひ申し上げます、降て私事八月二十二日に当園に赴任致し、目下健康で勤務して居りますので、他事ながら御安心下さい

〔東北新生園〕

〔中略〕実は七月に広島県下検診に少々無理しました為めか、

再三持病胆石症を発し、八月当園に着任早々にも発作して、先日まで当方官舎にて静養してゐました様な状態で、今日まで終に御疎遠に打過ぎ失礼申しました、どうぞ御海容の程を御願申上げます

次に御多用中誠に恐縮であります、先生の御手許で兼ねて御調査になられて判明致して居りますならば、別紙の癩患者数を御教示願へませんでしょうか、十一月鹿児島県の癩学会で広島県下の癩調査に就て一、二愚感を報告致したいと存じますので、その参考に供したいのであります、若し簡単にお分りになりませんでしたら、御知らせ頂かなくてもよろしいです、右何分よろしく御願申します

尚ほ、七月調査の際にI・S（山県郡□村大字□字□、戸主、約十五年前発病、稍重症神経癩、愛生園へ昭和一六・一二月入園、一七・五月退、一七・八月再入、一七・一二月再退、三八歳）と云ふ患者に就て、愛生園より広島県への報告で昭和一九・一〇・一〇日死亡となつて居る者の家族検診のみの目的で、七月十八日に□□の家庭を訪問しました処が、今丁度野良から帰つた男が居り、猿掌・顔面神経麻痺・口囲屈曲等、相当の症状なので「I・Sさんの御兄弟ですか」と問へば、「実は私がI・Sで、愛生園に入園して居つた者です」との

答で驚いた訳けであります

本人に聞けば、死亡通知等した覚えはありませんとの事ですが、貴園の逃走患者名簿では如何に果してなつて居るのでありませうか、御通知をお願いしたいのであります、それから昭和一七・一二月退園は軽快退園か一時帰省でしたか、此の点も御尋ね致したいのであります

右何卒宜敷御願ひ申します、鹿児島学会にて御拝眉の折を楽しみに今より期待致して居ります、未筆ながら先生の御健勝をお祈り致します

九月二十一日

上川 豊

光田先生 侍史

#### 五六 入所者との文通希望

（愛生園蔵「患者雑件書類綴」昭和23年）

病を得た方達の為に日々御精励下さいます皆様は心より御礼申し上げます、皆様方の御労苦により不治の病の不治ならざる日が来る事を信じて居ります、以前より愛生園の名は知つて居りましたが、何か遠い世界のやうに思はれ、子供らしい恐怖と共に空想に上せるに過ぎませんでした、それが急に身近なものに感じられ出したのは、まだ最近のことでございます

す、始めて発病を知った人の驚きはどのやうなものでせうか、お友達の手紙に別離の言葉を見た時の私は、それに及ぶべくもありませんが、言ひ知れぬ思に心をかき乱されました、近い中に長島へ行くことになりました、これが永久のお別れです、とその手紙には書いてありました、けれども不幸にも伝染病にかゝつたからといつて、なつかしい友と別れなければならぬ掟がありませうか、もしも私の手紙が少しでも病む人の慰めになるのであれば、これ以上の喜びはございません

それからすぐ長島へ渡つた人とは数度手紙をとり交して居ります、できることなら見舞もし、話もしたうございます、せめて手紙も毎日のやうに書きたく存じます、しかし遠く離れてゐることではあり、私も一人の子の母となつてゐる身で、大ぜい家内の中で毎日忙しく暮して居りますので、まことに思ふに任せません、半月に一度、一月に一度の手紙がせいぜいに過ぎませんが、それでもお友達は喜んで下さつてゐる様子なので、本当に嬉しうございます、私自身も手紙を書くことが楽しみで、この次はこんなことを書かうと考へてみたりして、暇をぬすんで書いて居ります

けれども、やはり人の嫌ふ病氣のことゝて、主人や母は万一

といふことがあるから文通はよしたがよい、お前一人の問題ですむ事ではないのだから、と申します、でもどうしてそんなことをあの人に言へませう、何の罪もない人に、これ以上みじめな気持を味はせることはたうていできません

伝染の危険があるものならば発信を許されはしないだらうから、きつと充分に消毒がしてあるに違ひない、と言つて一生けんめい願ひました、それではたしかに心配のないことがわかればよいといふ許しを得ましたので、早速お尋ね致します次第でございます、御多忙中のところまことに恐れ入りますが、お返事を頂ければ有難く存じ上げます

書かないでおかうかと存じましたが、私のお友達は恩賜寮にいらつしやるN・Kさんでございます、どんな御様子でございますか、今のところこの病氣の治癒の見込は全く無いものでせうか、それもお知らせ下さいましたら幸甚の至りでございます、尚、余分のことでございますが、このお尋ね致しましたことは、何とぞNさんのお耳に入りませぬやうに願ひ申し上げます

勝手なお尋ね、どうか悪しからず思召し下さいますやう、末筆乍ら皆様方の御健康を祈り上げます

かしこ

六月二十六日

堀田那保子

愛生園御中

届出人 H・S ㊟

## 五七 分籍・転籍届

(愛生園蔵「転籍・分籍届綴」「転籍・分籍届」昭和23・36年)

## 分籍届

本籍 鹿児島県始良郡□町□□番地

所在 岡山県邑久郡裳掛村大字虫明六五三九番地

H・K同籍

分籍者 H・T 大正七年九月壹日生

分籍場所 岡山市花畑四拾参番地

右のとおり戸籍謄本を添えて分籍の届出をします

昭和二十三年七月 日 届出人 H・T ㊟

岡山市長 田中弘道殿

## 転籍届

戸籍の表示 山口県玖珂郡□町大字□第□番地 H・S

新本籍 岡山県邑久郡邑久町虫明六千五百参拾九番地

右転籍お届けします。

昭和参拾六年壹月 日

住所 岡山県邑久郡邑久町虫明六千五百参拾九番地

邑久町長 嘉数郁衛殿

明治貳拾九年参月貳拾四日生

## 分籍届

戸籍の表示 名古屋市□区□町大字□□番地 Y・Y

分籍の場所 岡山市船着町五拾参番地

分籍者 Y・T 昭和貳年壹月拾七日生

右父 Y・Y

右母 K 長男

右分籍お届けします。

昭和参拾六年貳月 日

住所 岡山県邑久郡邑久町虫明六千五百参拾九番地

届出人 Y・T ㊟

岡山市長 寺田熊雄殿

## 分籍届

戸籍の表示 岡山県笠岡市□□番地 A・M

分籍の場所 東京都板橋区□町□番地

分籍者 A・H 大正拾貳年拾壹月四日生

右父 A・M

右母 W 長男

右分籍お届けします。

昭和参拾六年参月 日

住所 岡山県邑久郡邑久町虫明六千五百参拾九番地

届出人 A・H㊦

東京都板橋区長 殿

### 五八 石川県における家族検診

(光明自治会蔵「公文書発信綴」昭和30年)

光発第九号 昭和三十年五月三十一日

邑久光明園入園者代表 千島染太郎

入園者代表 今野佐太郎殿

石川県下家族検診に関する件

冠省 首標に関し、貴台並に貴園石川県人会長より書面を頂いた次第ですが、先日(二十九日)園長出張より帰園致しましたので直接面談致し、本件に関し、園長の所見及び石川県との打ち合せ状態等を訊ねた結果、左の如く判明しました。

一、石川県との打ち合わせ状態

イ、家族の中で希望する者の検診

口、古い台帳に残っている未收容患者の検診

以上、二つの検診を依頼されたとのことである。

二、園長の所見

私としては、ライ予防法の精神は充分承知しているし、強制的な家族検診、又、家族と了解済みであっても秘密保持の建前を犯す行為は絶対に行わない。

大要以上の如きものであります。我々としても家族検診のこゝと就いて、大きな不安を持って居り、園長え充分申入れをしておきました。専門医側えの要望も重大ですが、又府県側に問題の所在があるようにも思えますし、各府県衛生部長に對する要望も行う所存であります。尚、当園々長帰園後身体が不調でありますので、石川県検診には行けないとの事でありますので、併せてお知らせして置きます。

右、取りあえず御回答しておきます。

尚、石川県人会長殿にも貴台よりよろしくお伝え願います。

敬具

### 五九 家族検診などにつき要望

(光明自治会蔵「公文書発信綴」昭和30年)

光初第一三号 昭和三十年六月十八日

邑久光明園入園者代表 千島染太郎

藤楓協会会長下村海南殿

ハンゼン氏病予防週間の行事計画について

初夏の候を迎え、万緑目を樂しますようになりましたが、藤楓協会々長はじめ、職員御一同様には、益々御壮健に会務に御精進のこと、拝察し、入園者一同その御苦勞に深く感謝いたしてをります

さてこの度、首標の「ハンゼン氏病予防週間の行事計画について」協会当局の特別の御配慮と御援助をお願い致します。

例年の如く六月二十五日より予防週間に入り、厚生省・藤楓協会が主催で、病の啓蒙宣伝や予防対策の<sup>(1)</sup>促進運動が行われるようになってをりますが、年々講演会や家族検診等の同じような行事が繰返されているように考えられます。既に療養所に入所し、病の治療に専念してをります私達の目から見ますれば、毎年繰返されますそれらの行事が、何か旧態然とした形で行われているように思われてなりません。爾後は、この予防週間の行事を御計画下さいます際に、今一層の有意義な方法と手段を御検討下さいますようお願い致します。別紙の要項は、当園入園者一同の希望意見であります。何卒一同の意のあるところを御諒察下さいまして、特別の御

高配と御尽力を給いますよう、お願い申上げる次第であります、末筆乍ら、会長はじめ職員御一同様の御清福をお祈りいたします

#### 希望要項

一、病の啓蒙運動の一環として行われてをります講演会には、その講師として在来各療養所の所長、医官並びに各大学研究所の専門医学者が当つてをられました、医学的立場からの演題以外に、各方面の文化人による自由な立場にたつ人々の協力的な講演も有意義かと思ひます、勿論、そのことのためには、多数の文化人の病に対する理解と認識を深めるため、療養所見学の斡旋を積極的に行つていただきたいと思ひます。

二、予防週間中は、新聞・雑誌・ラヂヲ放送等のジャーナリズム活動を多角的に活用下さい、過去にをいて行われたこの種の活動では、その編集者・筆者の誤つた救ライ觀念による感傷的な記事や露悪的な報導が社会一般の関心を買い、正当な予防宣伝活動の主旨とは反対な結果を招いている場合が多いように思われます。このような誤ちの再び繰返されることのないよう、協会当局の積極的な御指導と御

考慮をお願いいたします。

三、家族検診の場合は、あくまで府県衛生部の指示による強制検診を廃し、家族からの希望のあった場合にのみ行われるように御配慮下さい、現在もなお、その府県によっては家族検診に対する配慮が区々で、ある県によつては早期に無ライ県とする目的達成のために、強行的な家族検診を試みようとされている模様であります。しかし、そのことが反つて対象患者並びに家族の者の反感を生み、実質的な成果をはばんでいるように思います。この点は、対象家族の心理的影響を御考慮願います。

#### 六〇 入所者子息の縁談世話依頼

(和歌山県蔵「らい関係一件」昭和51年 原本横書)

昭和51年2月28日

和歌山県衛生部予防課 西担当官殿

ご清健のことと存じます。今般下記のとおり縁談の希望がありますので、貴県の患者家族でふさわしい方がおいでの節はご紹介下されば幸甚です。よろしくお願い申し上げます。

長島愛生園皮膚科医長

原田禹雄<sup>印</sup>

記

愛知県在住の男性

28才

一流会社の社員。本人の父が愛生園入所中。  
新築した自宅あり。同居者は本人の母。

## 第三節 優生政策と断種

### 1 優生政策

#### 六一 結婚指導に関する件

(瀬戸内市蔵旧牛窓町文書「衛生保健ニ関スル書類綴」昭和17年)

衛一一一二号

昭和十七年四月二十日

岡山県警察部長

岡山県学務部長

市町村長殿

警察署長殿

保健所長殿

健康相談所長殿

県立診療所長殿

中等学校長殿

青年学校長殿

健全ナル結婚指導ニ関スル件

人口政策遂行上、其ノ基本ヲ為スベキ結婚ノ奨励ニ関シテハ、本日別途及通牒置候処、其ノ健全ナル結婚ノ普及ニ当リテハ、

別記指針ニ準拠ノ上指導ヲ行ヒ、以テ人口ノ増強ニ関シ遺憾ナキヲ期スル様、特段ノ配意相成度

追テ、右ニ関スル指導ニ当リテハ、保健所、健康相談所、其ノ他保健指導施設ヲ活用シ、以テ所期ノ効果ヲ挙グル様致度申添候

(別記)

健全ナル結婚ノ指導指針

結婚ハ、単ニ当事者間ノ問題タルニ止ラズ、国家興隆ノ基礎、家族繁栄ノ根幹ナルヲ以テ、健全ナル結婚ヲ目標トシ、地位、門閥、財産等外面的条件ニ拘泥セザル様指導スルコト、而シテ健全ナル結婚トハ完全ナル生殖能力ヲ有シ、結婚、性病其ノ他悪性ナル慢性伝染病ニ罹患セズ、且遺伝的ニ健康ナルコトヲ根本条件トスルヲ以テ、左記ニ依リ指導ヲ行フコト

[中略]

四 癩

イ 癩ハ遺伝病ニアラザルコトヲ徹底セシムル様指導スル

コト

ロ 癩ノ潜伏期ハ大体十年前後ト見ラル、ヲ以テ、癩患者

ノ居リタル家庭内ニ於テ癩患者ト同時ニ起居シタルモノ

モ、其ノ後十年以上殊二十五年以上ヲ経過セルモノハ、

概ネ結婚シ差支ナシトスルモ、尚発病年齢八十一歳乃至三十歳ガ最モ多キヲ以テ、三十歳ヲ超ヘテヨリ結婚スレバ更ニ安全ナル旨指導スルコト

〔後略〕

### 六二 らい患者の優生手術

（愛生園蔵「国立療養所関係通牒集」昭和24年）

癩患者の優生手術について

療第二九九号 昭和二十四年九月十日

国立癩療養所長宛

療養所課長発

癩患者の優生手術については、優生保護法（昭和二十三年法律第一五六号）で明らかに認められた処であるが、最近優生手術を行う場合、法第三条に規定された本人並びに配偶者の同意を得ずに、従来の慣行の儘実施し、為に患者との間に不測の摩擦を生じた例があるので、今後は必ず法に規定された同意を得て実施するように注意されたい。（この際適宜の同意書を作製しおかれたい）

註 第三条 医師は左の各号に該当する者に対して、本人の

同意並びに配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係

と同様の事情にある者を含む、以下同じ）があるときは、その同意を得て任意に優生手術を行うことができ。但し未成年者、精神病患者又は精神薄弱者についてはこの限りでない。以下略

### 六三 「優生保護法」のらい規定の削除

（愛生自治会蔵「各種委員会答申書、報告書資料綴」昭和38年）

〔前略〕

十九、「優生保護法」の中のらいに関する規定を削除された

い

「優生保護法」第三条及び第十四条にハンセン氏病に関する規定がありますが、これはハンセン氏病の本質を甚だしく曲解しております。

「優生保護法」によれば、ハンセン氏病は遺伝病であり、いやしい病気であるかのように錯誤されます。

ハンセン氏病は遺伝病ではありません。しかるに過去においては法のもとにハンセン氏病患者の「生殖を不能にする手術」を強制的に行い、患者に対して肉体的及び精神的に深い損傷を負わせたのであります。

従って他の遺伝病を対象とし「命令をもって定める優生保

「護法」にハンセン氏病を含めることは不当でありますので、これを削除されたい。

〔中略〕

要求についての補足説明

〔中略〕

二十七、「優生保護法」に関する要求について、

- 1、「優生保護法」の中の「らい」と関する項の削除を要求することについては、第三条第三項は、「本人または、配偶者が「らい」疾患にかかり、子孫にこれが伝染の恐れのあるもの」となっており、第十四条第一項第三号は、〔偶〕にんしん中絶のできる理由として、「本人または、〔の欠カ〕配偶者が「らい」疾患にかかっている」となっております。いずれもハンセン氏病に罹ったというだけで、精神病、遺伝性疾患と同じ取扱いを受け、旧来我が国の迷信となつてゐる遺伝病という印象を与えることになる。

2、この法律は、昭和二十三年九月十一日施行されたものであるが、それ以前から、ハンセン氏病療養所は、結婚と引き替えに断種をされ、人間性を無視した行為をそのまま、この法に引継がれているものである。従

つて削除するよう要求することにした。 以上

## 2 断種

### 六四 昭和二十三年度のワゼクトミー

（愛生園神谷書庫蔵『昭和二十三年度年報』昭和24年刊）

#### 一、事業概要

〔中略〕

#### (五) 診療概況

##### (一) 一般診療業務概要

外科に於て取扱ふ主なる疾患は、癩性潰瘍、瘰癧、火傷、足穿孔症、虫様垂炎等で、腐骨除去、下肢切断術、神経鞘剥離術、皮膚神経切除術、陰囊水腫の手術、痔の手術、優生手術としてのワゼクトミー等を実施してゐる。

内科に於ては、肺結核症、癩性結節性紅斑、癩性神経炎関節炎、胆石症、腎臓炎、丹毒、寄生虫症（蛔虫、十二指腸虫症）等である。

眼科に於ては、癩性虹彩毛様体炎、癩性パンヌス、角膜潰瘍其他視力障害等で、仮瞳孔手術、白内障手術、眼瞼成形手術等を行つてゐる。

耳鼻咽喉科に於ては、癩性鼻鼻症、癩性鼻炎、咽頭狭窄等が必要に依りて気管切開術を行つてゐる。

齒科としては、齲齒又は齒牙組織の疾患による神経痛、癩性齒槽膿漏、顎骨骨膜炎等の治療に當つてゐる。

婦人科に於ては、子宮内膜炎、分泌過多症、子宮及その附属臓器の腫瘍等である。

理学的診療科は、内科外科と協力してレントゲン診断、太陽灯照射療法を行つてゐる。

癩療法は、大風子油注射一週二回乃至三回、皮下に二瓦宛行ひ、尚内服として丸薬、錠剤、散剤等を投与し、癩性潰瘍には之を塗布剤として使用してゐる。尚、大風子油の外にプロミン、ルミン等の新薬を使用して相当の効果をj得てゐる。

〔中略〕

四、手術状況（昭和二十三年度）

本年度に於ける主なる手術例数を次にかゝる

手術名	例数	手術名	例数
下肢切断	二三	大耳神経剔出術	五
足及手指腐骨切除術	一三〇	化膿性関節炎切開	五
結節剔出術	四〇	結核性淋巴腺剔出術	五
指趾切断術	五〇	頸動脈腺剔出術	三

痔瘻及痔核手術	二三	鼠蹊ヘルニア	二
---------	----	--------	---

大風子化膿切開	五二	子宮筋腫（子宮剔出）	四
---------	----	------------	---

ワゼクトミー	三〇	後屈（アレキサンダー氏法）	一
--------	----	---------------	---

陰囊水腫	一〇	白内障手術	四
------	----	-------	---

虫垂炎手術	八	気管切開	一九
-------	---	------	----

眼球癩腫焼灼	二五	眼瞼整形術	一二
--------	----	-------	----

眼球摘出	五	虹彩切除	九
------	---	------	---

〔後略〕

六五 ワゼクトミーとその経過

（岡山市立中央図書館蔵光田文庫「病理標本 スケッチ及び写真」

昭和24年）

K・T 辜丸結核

〔中略〕

此患者七、八年前ワゼクトミーを行ひ、<sup>二十二年</sup>一昨年秋右辜丸を摘出せり、此際配偶者は死亡して以来性欲は減退して、陰莖勃起等は殆ど消失したと云ふ。此の自供が事実とすればライチビ細胞群の増殖とは関係がない様に思へる。

〔後略〕

六六 優生手術実施報告書

(光明園蔵「伝染病届・転届届・解剖届・優生手術報告・看護婦免許願」昭和25年)

優生手術実施報告書

優生手術を受けた者の住所氏名生年月日及び性別	岡山県邑久郡裳掛村大字虫明六二五三 R・S 大正五年六月十六日生 男
疾患者	本人 癩
手術を行った場所	岡山県邑久郡裳掛村大字虫明国立療養所邑久光明園
手術を行った日時	昭和二十五年十月三十日
入院及び退院予定日	昭和二十五年十月二十九日入院 昭和二十五年十一月五日退院
手術の術式及び経過	精管切除結紮法 良好
合併症及びその経過	
任意又は強制手術の別	優生保護法第三條第一項第二号

右の通り報告します

昭和二十五年十一月五日

住所岡山県邑久郡裳掛村大字虫明六二五三

医師 稲葉俊雄(印)

岡山県知事殿

六七 医官日誌のワゼクトミーの記録

(光明園蔵「医官日誌」昭和26年 原本横書)

園長	医務課長	(印)	十一月七日	水曜日	曇天	当直医	難波
----	------	-----	-------	-----	----	-----	----

朝来稍曇り、午後愛生園よりテニス試合の為、金田、二丹、西村、石原(庶)、海原君一行来園せるも、降雨にて気の毒であった。本日は岐阜県より収容あり。參觀者二〇名位来る。治療室、佐藤薬佐々木の Vasectomy 施行、寒さの為「陰囊収縮」 Hodensack schrumpfen し、仲々困難であった。某(大島から来た気管切開患者)が急性胃腸加答児にて嘔吐、可成りひどく、Tenessmus も相当にあつたが、夕刻 MacB point に圧痛ある為、再往診の上、入室せしむ。血球計算の結果、5000 ~ 5500 位よりしか無いので、少し妙である、不敢取 Penicillin u. Sucsol-S inj. をやっておきました。  
[サルファー剤] [注射]  
[患者]  
収容一名追加、岐阜の Kranke (子供) の弟に Macula あり [斑紋] [白斑] [を伴った] [感覚麻痺] とのこと診察 Leucoderma mit Anaesth. を確認、収容す。

六八 婚姻届にみる優生手術

(光明園蔵「例規綴」昭和27年)

昭和廿七年三月三日

園長<sup>㊟</sup> 医務課長<sup>㊟</sup> 庶務課長<sup>㊟</sup> 補導係長<sup>㊟</sup>

患者内縁について

標記の件について、左記患者兩名より縁組方願ひ出たから許可転室せしめてよろしいか

記

氏名	生年月日	收容年月日	送致別	收容番号
H・Y	明治37・9・27	昭和3・10・26	鳥取	第□□号
A・J	昭和3 不詳	昭和15・4・19	兵庫	第□□号

婚姻届

私儀、A・Jト結婚致シ度ク、其ノ手續方ヲ才願ヒ致マス。猶、優生手術ハ妻妊娠中絶ト同時ニ行ヒマス。

H・Y

昭和二七、二八、二九

A・J

人事部長殿

右ノ通り届出アリマシタノデ宜敷ク才取計ラヒ願ヒマス

昭和二十七年式月式拾参日 人事部長  
分館長殿

六九 園内での結婚

(愛生編集部蔵『写真画報 長島愛生園』昭和29年刊)

園内で結婚もできますか

療養所でも、寝ているような病人は少いので、元気な人たちは自由に結婚ができます。たゞ、療養所内で子供ができる、子供も病気にかゝりやすく、母親の病気も悪くなり易いので、ふつう男子の方に子供ができぬための手術(優生手術) (ワゼクトミー)をしてから結婚します。

七〇 愛生園における精神医学的調査報告

(愛生編集部蔵『愛生』第一二巻第七号 昭和33年)

愛生園における精神医学的調査報告

阪大神経科 神谷美恵子

〔前略〕

以上が大体学会や瀬戸内集談会等で発表したことですが、更に個々の刺戟語の中で、皆様の御参考になりそうなものを取りあげて見ます。

〔中略〕

○ワゼクトミー（輸精管切除術）……

四三％という高い無回答率、その中にはこの言葉の意味の分らなかつた高校生一二名が含まれています。ワゼクトミーに賛成する者四三名（うち男性三六名）、反対する者四五名（うち男性四二名）で、反対の理由としては屈辱感、人道上許せぬ、等が主で、手術から来る性的障害をあげたのは男性一名でした。

○性生活……

無回答率三四・三％、普通である、満足である、と云う者三八名で、これは全部園内で結婚している方々ですが、そのうち三一名は男性で、全部ワゼクトミーを受けております。「性生活なし、おさえるのみ」と答えた方は四五名で、そのうち二三名の男性は未婚者で、年令四〇才以上の方も一〇名ふくまれておりました。また一五名の男性は社会で結婚したことがあるが、園内では配偶者が見つからない、と訴えております。何らかの性的な葛藤のありそうな回答は全体の約三％を占めておりました。

〔後略〕

## 七一 断種へのおもい

（韓国人互助会編『孤島—韓国人ハンセン氏病患者生活記録文集』  
第一集 昭和36年刊）

若い人

権 裕成

〔中略〕

私の前にいる二人、此の新郎は結婚が決まると断種手術を受けた。子供を生む事を許されないハンセン氏病患者の夫婦生活は、それだけで味気のない溷れた生活になる。此の若い新郎にしても、それ相当に思い悩んで結局は断種に踏み切つたのであろうが、私にはそれが哀れでならない。子供が出来ても遅くはないのではないか、それから手術を受けてもと思うのだが、子供をおろす事は母体を危険にさらさなければならぬ。それに女の場合、そうした事が病状を大きく狂わせる事が多い事も事実である。此の若い二人も、夫はスポーツを楽しみ、妻は編物などをして、それに小鳥を飼って一生を過ごすのではないか、そう思うと私は胸がつかまって言葉が途切れそうになるのを、しいて笑顔を作つて続けた。

〔後略〕

七二 昭和三十三年年度の優生手術件数

(愛生図書室蔵『昭和三十三年年報』昭和34年刊)

計	齒科	耳根治手術	副鼻腔手術	植毛	虹彩切除	優生手術	眼球摘出	眼球内容除去	人工妊娠中絶	内臓外科	整形外科	腐骨除去	手術件数
													月別
五七	二五	一	一	二	一	一	一	一	一	一	七	二一	1
一一五	七一	一	三	四	一	一	一	一	一	一	一七	一八	2
九七	四〇	一	一	六	一	二	一	三	一	三	二三	一九	3
一〇六	三六	三	三	四	二	一	一	一	一	四	二八	二五	4
九八	四八	一	一	一	一	一	一	一	一	五	一二	三一	5
一二〇	六二	一	五	六	一	一	一	一	一	六	一八	二三	6
一二二	七四	二	四	三	一	一	一	一	一	三	一四	二二	7
六七	四一	一	二	一	七	一	一	一	一	二	一三	一	8
一〇七	六六	一	一	四	一	一	一	一	一	三	一一	二三	9
一一八	五九	一	四	六	一	一	一	一	一	九	二二	一五	10
九〇	四五	一	二	四	一	一	一	一	一	八	一三	一七	11
七〇	二七	二	一	二	一	一	一	一	一	六	八	二四	12
一二六七	五九四	一一	二三	四二	九	六	一	三	三	五一	一八六	二三八	計

七三 婚姻届の優生手術の願い

(光明園蔵「戸籍関係綴(園内婚姻届等)」昭和38・40年)

婚姻届

此の度、私事K・Hと結婚致したく手続き方お願い致します。

尚、優生手術は医師の診断にお任せ致します。

昭和四十年三月十五日  
医事主任殿

I・S  
I・H  
仲人 T・S

厚生委員殿

右両名の手続きよろしくお願い致します。

昭和三十八年九月三日

医事主任 鹿野幸一郎殿

S・T  
K・H  
仲人 M・T

厚生委員 M・M

結婚届

この度I・Hと結婚いたしたく、手続方よろしくお願い致します。

私事

尚、優生手術は医師の診断にお任せします。